

## 第1章 計画の方針

### 第1節 計画の目的及び前提

#### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、多摩市防災会議が作成する計画である。この目的は、市、都及び防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、多摩市における風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産等を災害から保護し、風水害に強い多摩市の実現を図ることにある。

#### 2 計画の前提

- 東京都においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の噴出など、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。
- 想定しうる最大規模の降雨があった場合、多摩川等の河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。
- この計画は、令和元年10月に襲来した令和元年東日本台風等から得た教訓等を可能な限り反映し、策定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、高齢者、障がい者等要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、要配慮者や女性の視点を踏まえた対応が必ずしも十分でなかったとの指摘があったことを受け、国においても、防災基本計画の見直し及び災害対策基本法の改正が行われており、東京都地域防災計画風水害編が改定されたことから、多摩市としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。
- 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。
- 令和2年における、新型コロナウイルス感染症の発生等を契機に、避難所における感染症対策を推進していく。
- 避難勧告と、避難指示の一本化、避難情報の改善の動向を踏まえて計画を策定した。
- 災害対策基本法の改正等が成立し、用語等の表現が異なる場合は、法の表現に読み替えるものとする。また、法が改正され、施行されるまでの間については、現行法に基づき対応する。
- 災害対策本部や応急対策本部が設置されない場合でも、本計画に準じて行動するものとする。

- 本計画に定めのない部分は、多摩市地域防災計画震災編の記載によるものとする。

## 第2節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを毎年点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対し、災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練などを通じて本計画を習熟させ、風水害への対応能力を高める。

## 第3節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めたときは修正を行う。修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を多摩市防災会議に提出する。

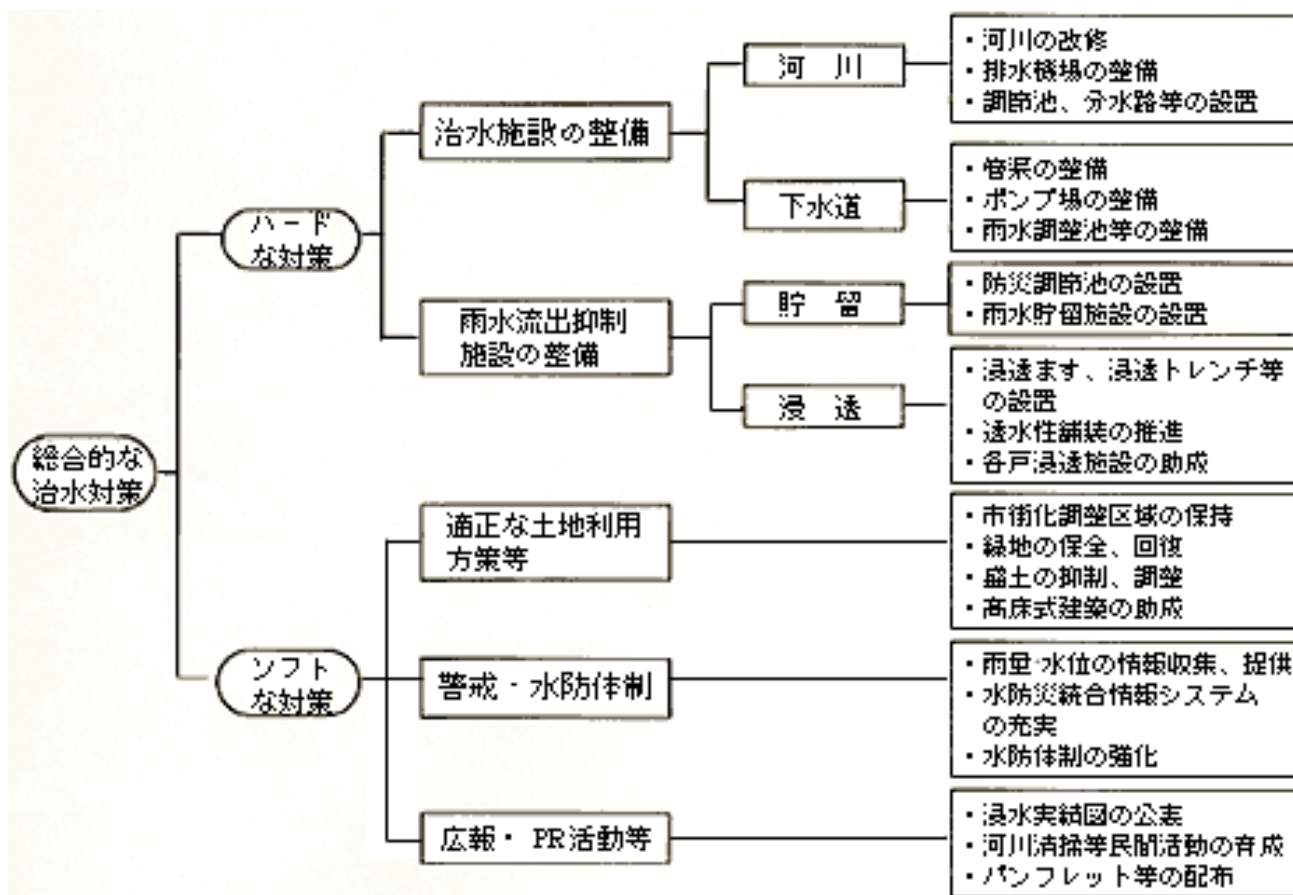
東京都地域防災計画風水害編の修正及び国等の動向を踏まえて、必要に応じて修正する。

## 第2章 水害予防対策

- 東京では、台風や集中豪雨等によって過去に洪水や内水氾濫がしばしば発生し、大きな被害をもたらしており、近年では、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。
- このため、豪雨対策、土石流対策、がけ崩れ対策等についてそれぞれの施策を推進する。

### 第1節 豪雨対策

- 東京都は、河川整備、下水道整備、流域対策を実施し、時間 60 ミリの降雨までは浸水被害を防止することを目標とした。
- 近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」の提言を踏まえ、平成 26 年 6 月に東京都豪雨対策基本方針の改定を行った。
- 多摩市は、風水害対策の各施策・事業において、東京都豪雨対策基本方針と整合性を図りながら対策を講じていく。



東京都都市整備局 HP より出典

## 1 東京都豪雨対策基本方針

- 多摩市は、多摩市の特性に配慮した多摩市総合治水対策方針の策定を行うこととしている。
- 多摩市は、風水害対策の各施策・事業において、東京都豪雨対策基本方針と整合性を図りながら対策を講じていくことから、以下に「東京都豪雨対策基本方針」の概要を記載する。
- 頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。

### 1 基本的な考え方

- 今後の豪雨対策においては、おおむね 30 年後を目標に年超過確率 1/20（区部時間 75 ミリ、多摩部時間 65 ミリ）の降雨に対する床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

### 2 対策強化流域、対策強化地区の設定

- 浸水被害や降雨特性を踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。（神田川流域等 10 流域、19 地区。多摩市内は該当なし。）

### 3 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

- 大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

## 2 河川の整備

- 多摩川水系の整備  
多摩川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、多摩市は甚大な被害を受ける恐れがある。
- 現況  
多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては、高規格堤防事業を実施している。  
また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。

○ 計画

河川整備方針	実施計画
<p>計画高水量は、日野橋において4,700m<sup>3</sup>/secとし、さらに浅川の合流量をあわせ、石原において6,500m<sup>3</sup>/secとする。 その下流では野川及び残流域からの流入量を合わせ、田園調布(下)において7,000m<sup>3</sup>/secとし、河口まで同一流量とする。</p>	<p>水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。 また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、<sup>いっすい</sup>溢水のあった無堤区間の堤防整備や、河道掘削・樹木伐採等を実施する。</p>

### 3 中小河川の整備

- 都内 46 河川、324km において、川幅を広げ（河道拡幅）、河床を掘り下げる（河床掘削）等の河道整備を進めてきており、引き続き時間 50 ミリに対応する河道整備を推進する。
- 目標降雨を年超過確率 1/20 規模の降雨である、区部で 1 時間 75 ミリ、多摩で 1 時間 65 ミリに設定し、この降雨に対して床上浸水を防止する。

### 4 下水道(雨水)・水路の整備

- 下水道は、汚水の排除・処理を行うとともに、雨水の排除による浸水の防除を行うことを目的としている。
- 多摩市は、八王子市、日野市とともに、整備している広域的な雨水幹線等により、1 時間 50 mm（5 年に 1 回程度）の降雨に対応することとしている。市の雨水整備率は 97.3%である。（多摩市下水道プラン 2020 より出典）
- 市内の水路の現状を把握し、雨水排水に利用している水路については、安全性について検討し、状況に応じて改修を行う。特に、地盤の低い大栗川北側の関戸地区においては、水門の閉鎖に伴う水路の溢水対策を図るため雨水ポンプ施設を設置しているが、点検等を強化し、その機能の確保に努めている。
- また、雨水ポンプ施設については、浸水災害発生時においても、一定の機能確保や下水道施設による社会的影響を最小限とするため、耐水化を推進する。

### 5 雨水流出抑制の推進

- 民間事業者への浸透ます、浸透埋設管等の指導を行うとともに、市民への雨水貯留設備の助成等により、雨水流出抑制の推進を図る。

## 6 土石流・がけ崩れ対策

### 1 土砂災害の種類

土砂災害防止法の対象となる土砂災害は、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流及び地すべりの三つの現象により市民の生命または身体に生ずる被害をい、発生する土砂災害により次の3種類に分類される。

がけ崩れとは？	土石流とは？	地すべりとは？
<p>地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。</p>	<p>山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。</p>	<p>斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難です。我が国では、地質的にぜい弱であることに加えて梅雨あるいは台風などの豪雨により、毎年各地で地すべりが発生しています。</p>
		

資料提供 NPO 法人土砂災害防止広報センター

### 2 土石流対策

令和2年10月末時点では、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、多摩市には土石流発生のおそれのある場所が3箇所確認されている。

### 3 がけ崩れ対策

がけ、よう壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、都は、

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく規制指導を行うほか、自然がけについては、区市町村の要望を受け、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号。以下、「急傾斜地法」という。)に基づくがけ崩れ防止事業の推進に努める。

#### 4 急傾斜地の崩壊による災害の防止

令和 2 年 10 月末時点では、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、都内には急傾斜地の崩壊の発生のおそれのある箇所が 13,461 箇所確認されている。

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、土地の掘削や水の放流などがけ地に悪影響を及ぼす一定の行為を行うには、知事の許可が必要となるほか、急傾斜地の崩壊による災害防止のために、土地所有者等に防災工事の施工、あるいは家屋の移転等を勧告することができるなど、様々な措置が可能となる。

さらに、急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事で、土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められたものについては、一定割合の受益者負担金を徴収した上で、都が崩壊防止工事を施工している。

都の急傾斜地崩壊対策事業は、昭和 49 年に新宿区赤城元町を区域指定して都の単独事業で崩壊防止工事を施工したことに始まり、令和 4 年 5 月末時点では多摩市内においては、2 箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定している。

<指定区域>

場所	区域面積	指定年月日	備考
連光寺一丁目地内	1.860ha	平成14年2月1日 東京都告示第106号	平成18年度工事完了
	1.471ha	平成14年12月19日 東京都告示第1401号	平成18年度工事完了
多摩市和田地区	0.646ha	令和2年6月5日 東京都告示第816号	工事実施中

## 7 宅地への対策

- 宅地造成等規制法は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止を目的とし、宅地造成工事規制区域を指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、知事の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課している
- 多摩市も市域の一部を東京都が宅地造成工事規制区域に指定している。多摩市内の宅地造成工事規制区域内にある危険な宅地に対し、東京都と連携を図りながら、定期点検や安全対策の周知を行うなど、必要な対策を講ずる。

## 第2節 洪水・土砂災害へのソフト対策

### 1 洪水ハザードマップの作成・公表

#### 1 洪水ハザードマップの作成

想定される浸水の区域や程度、避難路や避難所などの情報を分かりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を公表し、事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効である。

そのため、国土交通省京浜河川事務所では、多摩川水系多摩川、浅川、大栗川の洪水予報及び水位周知区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面を作成した。

また、東京都では、外水氾濫と内水氾濫を一つの図面で示した、「浸水予想区域図」を作成・公表するとともに、水防管理者である区市町村が中小河川の「洪水ハザードマップ」を作成、公表することについて、関係機関と連携し、支援している。

浸水予想区域や浸水深、また避難所・避難ルートなどを、市民に分かりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、市民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。

#### 2 洪水ハザードマップの内容

##### (1) 作成主体

洪水ハザードマップは、洪水時の市民の避難などに役立てることを目的とすることから、地域の防災の責任を有する区市町村が作成する。

##### (2) 洪水ハザードマップの作成

多摩市は、令和2年3月に国土交通省京浜河川事務所が作成した浸水想定区域図、及び、都市型水害対策検討会及び連絡会で作成した流域ごとの浸水予想区域図や浸水想定区域図をもって、洪水ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、洪水ハザードマップを作成した。令和3年度の水防法改正に伴い、市内全域の内水浸水想定区域図の作成が必要となったため、内水浸水シミュレーションを実施し、ハザードマップへ反映する。

その際、多摩市は、地域の実情と作成の目的を的確に反映するため、都など関係機関(学識経験者、気象専門機関、関連区市町村、防災市民組織関係者、地域の代表者等)の協力を得ることとする。

##### (3) 市民への普及啓発

多摩市は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、地域住民に対し速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。



### 3 浸水想定等の発表時期

河川名	河川管理者 (担当所管)	指定・公表の時期	作成者
多摩川	国土交通大臣 (京浜河川事務所)	平成14年2月28日 平成28年5月30日	京浜河川事務所
浅川	国土交通大臣 (京浜河川事務所)	平成17年7月7日 平成28年5月30日	京浜河川事務所
大栗川	国土交通大臣 (京浜河川事務所)	平成17年7月7日 平成28年5月30日	京浜河川事務所
大栗川	東京都知事 (建設局)	平成20年3月4日 令和2年1月30日	都市型水害対策連絡会(浅川圏域・大栗川及び三沢川流域)
乞田川	東京都知事 (建設局)		

## 2 土砂災害ハザードマップの作成・公表

### 1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものである。

### 2 土砂災害警戒区域等の指定

- 都建設局は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進める。
- 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害危険箇所を増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。
- 多摩市は、土砂災害警戒区域などが指定された場合は、多摩市地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所を記載するとともに、土砂災害に関する情報の市民への伝達方法等を記載した印刷物や、多摩市公式ホームページ等において啓発をするなど必要な措置を講じる。

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
多摩市内の指定箇所数	385	235

### 3 土砂災害版

令和元年9月5日に指定された「土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域」の情報に基づき作成した。

### 3 洪水・土砂災害ハザードマップの掲載内容

- 浸水想定区域及び浸水深
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 土砂災害警戒区域・土砂災害警戒特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 避難方向
- 道路冠水の恐れがある立体交差（アンダーパス）
- 要配慮者関係施設(病院、福祉施設、学校等)
- 防災関係機関(市役所、消防署、警察署等)
- その他水防関連施設(水防倉庫、樋門等)

### 4 普及啓発

#### 1 配布

- 浸水予想区域図や洪水ハザードマップにより、市民が浸水の危険性や避難場所・避難方向を事前に認識できるようにする。
- 作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、市民に対し速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。
- 市域全体に影響を及ぼすような被害想定が発表された場合は、全戸配布を行う。
- 市域一部に影響を及ぼす場合は、自主防災組織・自治会・管理組合等に協力を得ながら配布方法を検討する。

#### 2 公表

- 今後、ハザードマップの種類が多様化することが想定されるため、ホームページやアプリの活用など、インターネットによる提供・周知を基本とし、公表手段の手法を検討する。
- インターネットが活用できない方に対しては、継続的に紙媒体の配布を実施する。
- 浸水が想定される区域については、電柱や街路灯等を活用、たて看板の設置等、創意工夫を凝らし、周辺住民に対し、危険に対する意識の向上と普及を図る。

#### 3 更新

- ハザードマップは、事前情報の提供手段の一つであり、市民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段のため、浸水想定区域の見直しや土砂災害に関する想定が見直しされた場合は、その機会を捉えて、早期に更新を行う。

#### 4 ハザードマップの活用

- 市民に事前配布し、平時からの防災意識の高揚、水害時の迅速かつ円滑な避難行動のための資料とする。
- 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難指示発令、避難誘導等を支援する。
- 土地利用、建築構造、居住方法などの判断資料として、水害に強いまちづくりに活用する。

### 5 避難情報の発令基準

#### 1 避難指示等の判断基準

- 浸水害・土砂災害ともに、内閣府が作成した、避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)を参考に、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を見直す。
- 浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 内閣府が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)を参考に、避難行動要支援者に関するマニュアル等を作成する。
- 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

### 6 浸水想定区域の避難体制

#### 1 避難体制の確保

水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、多摩市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- 洪水予報等の伝達方法
  - ・ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - ・ 浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場その他の施設又は要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地(ただし大規模工場等については、区市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの)
  - ・ 浸水想定区域をその区域に含む場合は、国土交通省令で定めるところにより、多摩市地域防災計画において定められた上記の事項を住民、滞在者その他の者に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じ

ていく。

## 2 避難体制等の整備・確立

### (1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

多摩市は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等

対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

### (2) 資器材、物資の備蓄

多摩市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。

### (3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

多摩市は、洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。

多摩市地域防災計画に記載された地下街や要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行うとともに、地下街管理者や住民などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供するなど、マスメディアとの連携の強化を図る。

避難指示発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②指示基準の2段階に分けて情報を提供するなど、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。

## 7 土砂災害の避難体制

### 1 避難体制の確保

- 避難体制の確保と向上にあたっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、近年の土砂災害や各区市町村の地域特性を踏まえて検討し、また継続的にその内容を見直す。
- 土砂災害に対して特に留意すべき事項は以下のとおり。（「土砂災害警戒避難ガイドライン」より）

#### (1) 土砂災害の危険性の周知

- 平常時より、土砂災害警戒区域、避難場所・避難経路等をハザードマップで住民に周知
- 土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及

(2) 情報の収集

- 豪雨時に、雨量情報、土砂災害警戒情報、警戒判定メッシュ情報等を収集
- 避難指示等の判断のため、前兆現象や近隣の災害発生情報等を収集

(3) 情報の伝達

- 避難指示、土砂災害警戒情報等の防災情報の多様な伝達手段を確保
- 伝達経路を決めておくとともに、着信確認による確実な情報伝達体制を構築

(4) 避難指示等の発令・解除

- 土砂災害警戒情報により避難指示等を発令することが基本
- 要配慮者の円滑な避難のため避難準備情報を活用
- 土砂災害の避難指示等では立ち退き避難が基本
- 避難指示等を的確に発令・解除出来るよう、専門家等の助言を活用

(5) 安全な避難場所・避難経路の確保

- 安全な避難場所・避難経路の設定時の留意事項
- 避難指示等は発令基準に従い、避難場所の開設の有無に関わらず躊躇なく発令することが重要

(6) 要配慮者への支援

- 要配慮者利用施設等への情報伝達方法を防災関係者と施設管理者が相互に確認
- 在宅の要配慮者について、防災関係部局、自主防災組織、福祉関係部局等が連携した避難支援体制の確立
- 要配慮者利用施設等を保全する土砂災害防止施設の整備推進

(7) 防災意識の向上

- より多くの住民が参加した実践的な防災訓練等を実施
- 次世代の地域防災の担い手となる児童・生徒への防災教育を推進

**2 避難体制の整備**

- 自主防災組織、自治会、管理組合等の単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 避難の指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。
  - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
  - ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
  - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
  - ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円

滑に誘導する。

- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、周知を行う。
- 内閣府策定の避難情報に関するガイドラインに基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備する。
- 都と連携して 65 歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や 18 歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を検討する。
- 平時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の自治体の円滑な協力が得られるよう協定を締結した他の自治体と協力体制の確立を図る。
- 防災訓練等を通じた防災行動力の向上を図る。
- 市と消防機関が協力して地域における避難行動要支援者の安全を確保するため、自主防災組織等を中心に地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
- 社会福祉施設の被災に備え、付近住民や事業所の協力体制の構築を図る。

## 8 要配慮者利用施設

### 1 要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

種別	施設例
社会福祉施設	・老人福祉施設・有料老人ホーム・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設・障害者支援施設・地域活動支援センター・福祉ホーム・障害福祉サービス事業の用に供する施設・保護施設・児童福祉施設
学校	・幼稚園・小、中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校 ・高等専門学校・専修学校（高等課程を置くもの）等
医療施設	・病院・診療所・助産所 等
その他	・障害児通所支援事業の用に供する施設・児童自立生活援助事業の用に供する施設・放課後児童健全育成事業の用に供する施設・子育て短期支援事業の用に供する施設・一時預かり事業の用に供する施設・児童相談所 ・母子、父子福祉施設・母子健康包括新センター 等

## 2 避難確保計画

### (1) 浸水想定区域・土砂災害警戒区域における避難確保

多摩川及び大栗川の浸水想定区域並びに土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、以下の措置を実施するものとする。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画に基づく避難行動がとれるよう確実に洪水予報や避難指示等を伝達する。また、当該区域内の住民に対しても、適時適切な避難行動がとれるよう避難指示等の確な情報提供や連絡体制を確立する。

### (2) 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設への対応

- 浸水想定区域内において、地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数のものが利用する施設（以下「地下街等」という。〔水防法第15条第1項第4号イ〕）または主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、電話、FAX等により洪水予報等を伝達するとともに、訓練等を実施する。
- 地下街に対し、ハザードマップ等により浸水のリスクを周知する。また、国が実施している「防災・安全交付金及び浸水防止用設備の税制優遇措置」を周知する。

## 3 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設

水防法第15条第1項第4号に規定されている施設については、資料編へ記載

## 4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への対応

土砂災害警戒区域内において、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、電話、FAX等により土砂災害警戒情報等を伝達するとともに、訓練等を実施する。

## 5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定されている施設については、資料編へ記載

## 6 管理者の対応

多摩市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等・要配慮者利用施設の所有者または管理者は、単独または、共同して、当該施設の利用者の洪水及び土砂災害時に、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

## 第3節 地域防災力の向上

### 1 市民等の役割

市民が日ごろから、風水害への対策についてとるべき措置は、次のとおりである

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 市で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握しておく。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難したりするなど、必要な対策を講じる。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。
- 気象情報や区市町村の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 市が行う水防訓練等に積極的に参加する。
- 自主防災組織・自治会・管理組合等などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 要配慮者がいる家庭では、事前に支援者を確保しておく。また、地域においても把握している範囲で要配慮者の安否確認を行う。

### 2 自主防災組織の役割

地域住民や地域の団体等が自主的に結成する自主防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- 情報伝達、救出救助、応急救護、避難など各種訓練を実施



- 避難、救助、炊き出し資器（機）材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄
- 市内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- 市内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
- 市内の企業・事業所と連携・協力体制の整備
- 行政との連携・協力体制の整備
- 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

### 3 外国人への連絡体制

- 防災ブック「東京防災」「東京暮らし防災」多言語版の作成・配布
- 多言語での情報入手が可能な「東京都防災アプリ」のダウンロード促進
- 在住外国人及び外国人旅行者等へ、防災知識の普及・啓発をする。
- 在住外国人のための防災訓練を実施する。

### 4 水防に関する訓練の充実

- 多摩市は、あらゆる機会を捉え、水防に関する訓練を実施するとともに、水防に関する訓練に必要な組織及び防災訓練実施方法等に関する計画を定める。

訓練名	内容	参加機関
本部運営訓練	風水害を想定した災害対策本部運営訓練	多摩市
参集訓練	風水害を想定した参集訓練	多摩市
現地実働訓練	資器材の操作方法の確認訓練	多摩市、地域住民等
図上訓練	風水害を想定した、総合的な災害対応シミュレーション	多摩市
水防訓練	大規模水害を想定した、総合的な水防訓練	多摩市、消防団、多摩消防署、地域住民等
情報伝達訓練	要配慮者利用施設に対する情報伝達訓練	多摩市、要配慮者利用施設
防災行政無線操作訓練	避難指示等の発令を想定した、無線の操作訓練	多摩市
タイムライン訓練	風水害に対する対応を、時系列に沿って対策を講じていく、シミュレーション	多摩市
避難訓練	新型コロナウイルスの感染を想定した、避難訓練	多摩市、地域住民等
避難所設置・運営訓練	新型コロナウイルスの感染を想定した、避難所設置・運営訓練	多摩市、地域住民等

### 第3章 災害応急対策(初動態勢)

大規模な風水害が発生した場合に、多摩市災害対策本部又は多摩市応急対策本部を設置するとともに、その他関係防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

#### 主な機関の応急活動

活動段階		事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
		主として、気象情報等の収集及び連絡、事態に応じた配備態勢の指示連絡等が行なえる態勢	注意報等の受信・伝達、今後の予測、態勢の確認など	警報の受信、応急対策、避難所準備	発災、被害の把握、緊急対策など ★発災	災害救助法の適用、応急対策など
気象現象	台風	■大雨の可能性が高くなる	■台風接近、雨が降り始める ■雨が強くなり大雨になる ■河川の水位が上昇	■大雨が一層強くなる ■河川の水位がより一層上昇する	■台風上陸、記録的 大雨、被害拡大懸念 ■被害発生 ■被害発生	■大雨の終息 ■洪水の終息
	集中豪雨	■大雨の可能性が高くなる	■雨が降り始める ■雨が強くなり大雨になる ■河川の水位が上昇する	■大雨が一層強くなる ■河川の水位がより一層上昇する ■局地的集中豪雨の恐れ	■記録的大雨、被害拡大懸念 ■被害発生 ■被害発生	■大雨の終息 ■洪水の終息
気象庁		○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○注意報発表(大雨・洪水など) ○東京都気象情報の発表		○警報発表(大雨、洪水など) ○特別警戒発表 ○土砂災害警戒情報発表(東京都と共同発表) ○指定河川洪水予報		○警報、注意報解除
		○防災情報提供システムによる情報提供				

地域防災計画(風水害編)  
第3章 災害応急対策(初動態勢)

活動段階	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
	主として、気象情報等の収集及び連絡、事態に応じた配備態勢の指示連絡等が行なえる態勢	注意報等の受信・伝達、今後の予測、態勢の確認など	警報の受信、応急対策、避難所準備	発災、被害の把握、緊急対策など ★発災	災害救助法の適用、応急対策など
多摩市		○注意報などの受信	【情報収集態勢】 ○警報・特別警報等の受信 ○応急対策本部の設置 ○職員の参集 ○東京都へ報告 ○避難所開設準備	【災害即応態勢】 ○災害対策本部の設置検討・設置 ○避難所開設 ○医療救護活動 ○避難所の設置 ○陸上自衛隊派遣要請	○避難者への食料提供 ○応急復旧の開始 ○災害救助法の申請
都災対本部	○気象情報の収集、分析、提供 ○気象庁ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報収集	【情報監視態勢】 ○注意報などの受信・送信 ○建設局と連携 ○区市町村、各局等へ情報提供、注意喚起	【情報収集態勢】 ○警報・特別警報等の受信・送信 ○災害即応本部の設置検討・設置 ○現地連絡調整所設置 ○水防本部へ職員派遣	【災害即応態勢】 ○災害対策本部の設置検討・設置 ○調整支援活動 ○医療救護活動 ○陸上自衛隊派遣要請	○応急復旧の開始 ○災害救助法の適用(検討)

## 第1節 災害対策本部の組織・運営

### 1 災害対策本部の設置

多摩市災害対策本部条例、同条例施行規則及び多摩市災害対策本部運営要綱に基づき、非常配備態勢を発令し、多摩市災害対策本部(以下この章において「災害対策本部」という)を立ち上げる。

### 2 災害対策本部

市長は、多摩市内において、大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため、多摩市応急対策本部から多摩市災害対策本部へ移行し設置する。

## 1 災害対策本部の設置

### (1) 自然現象により設置する場合

次の各号の一つに該当する場合で、市長が必要と認めたときに設置する。

- 応急対策本部では、対処しきれないと判断したとき
- 市の全勢力をもって対応すべきと判断したとき
- 非常配備態勢を発令するとき
- 避難指示を発令するとき
- 特別警報が発令されたとき
- その他、風水害に係わる重大な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき

### (2) 本部長への具申等による設置

- 副市長と教育長は、必要があると認めたときは、市長に非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を具申することができる。
- 各部長は、必要があると認めたときは、総務部長に非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を要請することができる。
- 総務部長は、要請があった場合、又は、自ら必要があると認めたときは、副市長及び教育長と協議し、市長に具申する。

### (3) その他

- 災害対策本部は、市役所本庁舎 2 階防災対策室に設置する。
- 災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、多摩市災害対策本部条例、同条例施行規則及び多摩市災害対策本部運営要綱により定める。

### (4) 設置の通知等

- 総務部長は、災害対策本部が設置された場合には、次に掲げる者のうち必要と認めた者に災害対策本部の設置を通知する。
  - ・ 市の各部長
  - ・ 東京都知事
  - ・ 警視庁多摩中央警察署長
  - ・ 東京消防庁多摩消防署長
  - ・ 多摩市消防団長
  - ・ 防災関係機関
  - ・ 市民
  - ・ 隣接市長
  - ・ 防災会議委員
- 企画政策部長は、災害対策本部が設置された場合には、報道機関に発表する。
- 各部長は、通知を受けたときは所属職員に周知徹底する。
- 災害対策本部が設置された場合は、庁舎入口に「多摩市災害対策本部」の掲示板を掲出する。

(5) 災害対策本部の廃止

- 本部長は、多摩市の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めた時、または災害応急対策がおおむね完了したと認めた時は、災害対策本部を廃止する。
- 災害対策本部の廃止の通知等は、災害対策本部の設置の通知等に準じて処理する。

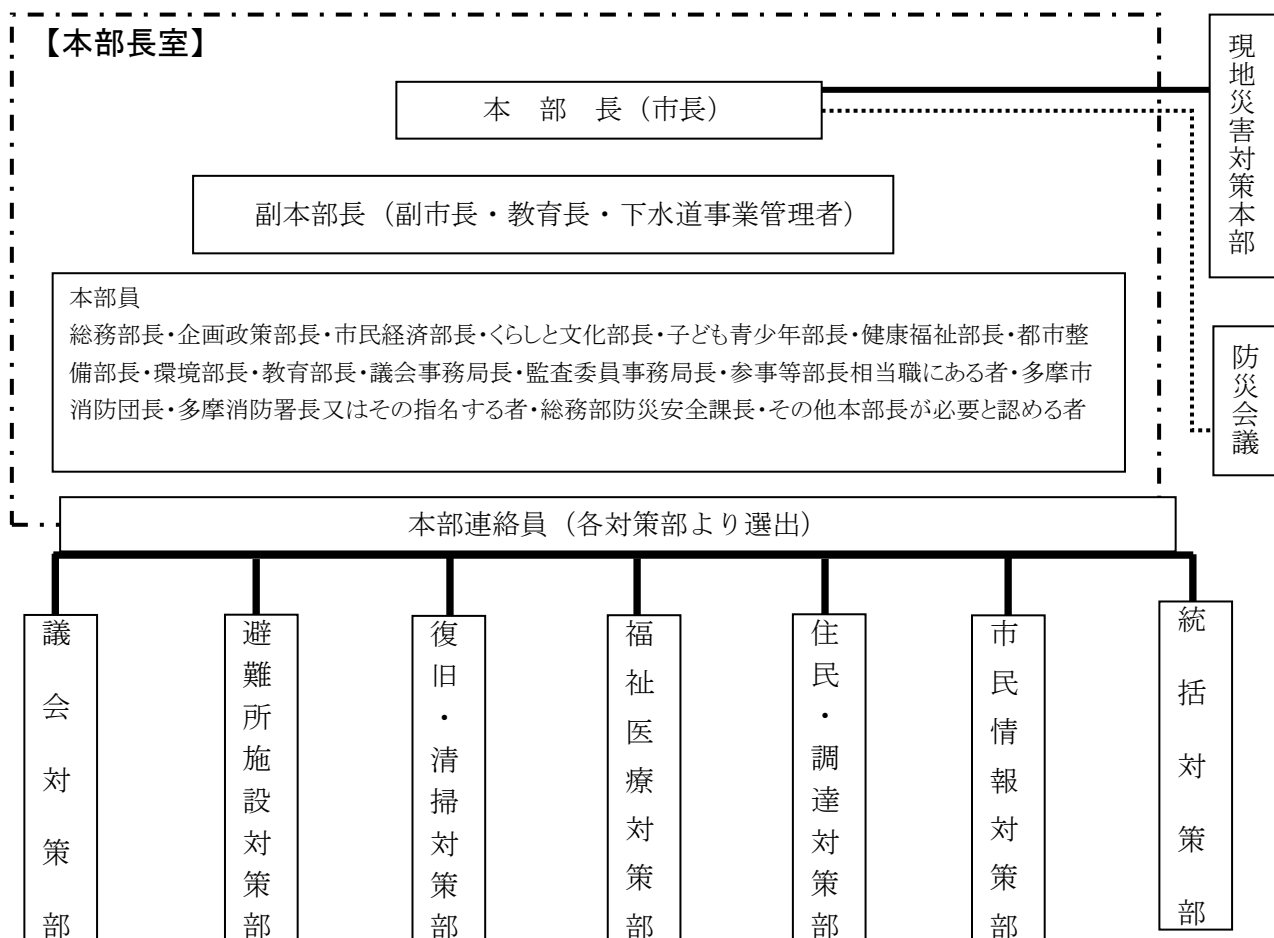
### 3 災害対策本部の組織

#### 1 災害対策本部の組織

構成員		職務
本部長	市長	災害対策本部の事務を統括し、多摩市災害対策本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長 下水道事業管理者	本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。
本部員	総務部長 企画政策部長 市民経済部長 くらしと文化部長 子ども青少年部長 健康福祉部長 都市整備部長 環境部長 教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長 参事等部長相当職にある者 多摩市消防団長 多摩消防署長又はその指名する者 総務部防災安全課長 その他本部長が必要と認める者	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。  部長は、本部長の命を受け、部(対策部)の事務を掌理する。

- 災害対策本部は、本部長室及び対策部で構成し、必要により現地災害対策本部を加えて構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の組織図



(2) 本部長の代理等

- 本部長に事故等がある時、次の者が本部長代理を務める
- その職務を代理する順序は、次のとおりとする。
  - 第1位 総務部に関する事務を所掌する副市長
  - 第2位 総務部に関する事務を所掌する副市長以外の副市長
  - 第3位 教育長
  - 第4位 下水道事業管理者
  - 第5位 総務部長
- 本部長及び副本部長並びに総務部長より先に本部員が参集した場合には、次の代行順位に基づき、災害対策本部と同等の活動を行う。
- なお、職務代行時に上位の職務代行者が参集等した場合には、実施した職務内容を報告し、交代する。

地域防災計画(風水害編)  
第3章 災害応急対策(初動態勢)

順位	代行者	備考
1	企画政策部長	
2	市民経済部長	
3	くらしと文化部長、子ども青少年部長、健康福祉部長、都市整備部長、環境部長、教育部長、議会事務局長	先着した部長が代行者となる。

**(3) 本部長室の所掌事務**

本部長室は、各対策部及び現地災害対策本部の災害対応の進行管理を行うとともに、次の各号について本部の基本方針を審議決定する。

- 非常配備態勢の発令及び解除に関すること。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 避難の勧告及び指示に関すること。
- 国、都、他市町村及び防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

**(4) 災害対策本部の運営**

- 本部長室の開設
  - ・ 本部長は、災害対策本部を設置したときは構成員を招集し、本部長室の会議（以下、「本部会議」という。）を開催する。その後は、定期的に本部会議を開催する。
  - ・ 本部長は、次のときには、本部長室において臨時に本部会議を開催する。なお、関係のある構成員のみを招集して、開催することもできる。
  - ・ 本部長室の所掌事務を審議決定するとき
  - ・ 災害対応に大きな進展があったとき
  - ・ 現地災害対策本部を設置するとき
  - ・ 副本部長又は本部員から要請があり、本部長が必要と認めたとき
  - ・ その他本部長が必要と認めたとき
  - ・ 本部長は、必要があると認めたときは本部長室に構成員以外の者の出席を求める。

**(5) 本部長室の議事**

本部長室に付議する事項は、次のとおりとする。

- 本部長室の所掌事務
- 複数の対策部間の調整が必要で、かつ、重要な事項
- 各対策部の災害対応の報告事項
- 現地災害対策本部の災害対応の報告事項
- その他本部長が必要と認めた事項

地域防災計画(風水害編)  
第3章 災害応急対策(初動態勢)

- 統括対策部長は、本部長室に付議された事項が複数の対策部に係る場合には、当該事項の総合調整を行う。
- 付議手続き
  - ・ 各対策部長は、付議する事項を事前に統括対策部長と協議する。なお、報告事項にあつては、この限りではない。
  - ・ 本部会議への付議にあたっては、文書、写真、図面等の掲示に努め、分かりやすく、各対策部長との情報共有が図りやすいものに努める。

**(6) 本部長室の情報の処理**

- 各対策部長は、本部会議で審議決定された事項や報告事項を必要により関係する機関や団体に連絡する。
- 各対策部長は、本部会議で審議決定された事項や報告事項を所属職員に連絡する。
- 統括対策部長は、必要により本部会議で審議決定された事項や報告事項を庁内放送する。

**(7) 本部の財務**

各対策部の分掌事務の遂行に要する費用が不足する場合は補正予算をもって措置する。ただし、補正のいとまがないときは、予備費により措置する。

- 災害対策本部への派遣員
  - ・ 本部長は、必要により次に掲げる機関に職員の派遣を要請する。
  - ・ 指定地方行政機関
  - ・ 陸上自衛隊
  - ・ 東京都の機関
  - ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関
  - ・ その他必要な機関
  - ・ 本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、その他必要な協力を求める。
  - ・ 本部長は、必要により本部派遣員に対し、本部会議への出席を求める。

**(8) 災害対策本部と対策部との連絡員**

- 各対策部長は、本部長室と対策部、対策部間の円滑な連絡調整を図るため、本部連絡員を指名する。
- 本部連絡員は、災害対策本部において、所属する各対策部長の指揮下で、同対策部長を補佐する。
- 本部連絡員は、必要に応じて、所属する各対策部長とともに本部会議へ出席する。
- 防災安全課長は、本部会議で審議決定した事項の細部を調整する必要があるときには、関係する本部連絡員を集めて本部連絡員会議を開催する。

**(9) 現地災害対策本部**

- 目的  
風水害の現場において、複数の関係機関との円滑な連携を確保することを目的



に設置する。

○ 分掌事務等

機 関 名	対 策 内 容
現 地 災 害 対 策 本 部	<p>1 構成員</p> <p>① 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長または本部員とする。</p> <p>② 現地災害対策副本部長は、本部長が指名する本部員又は本部の職員とする。</p> <p>③ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。</p> <p>④ 現地災害対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名する職員とする。</p> <p>2 事務分掌</p> <p>① 被害及び復旧状況の情報分析に関すること</p> <p>② 関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>③ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること</p> <p>④ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること</p> <p>⑤ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること</p> <p>⑥ その他現地災害対策本部長が必要と認めること</p> <p>3 設置場所</p> <p>災害現場又は災害現場付近の市が管理する施設等</p>

## 4 対策部

### 1 各対策部の組織図

本部長	副本部長	本部員	対策部名	所管課名
市長	副市長  教育長 下水道事業管理者	総務部長 企画政策部長 市民経済部長 くらしと文化部長 子ども青少年部長 健康福祉部長 都市整備部長 環境部長 教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長 参事等部長相当職にある者 多摩市消防団長 多摩消防署長又はその指名する者 その他本部長が必要と認める者	統括対策部	防災安全課、元防災安全課職員のうち事前に指定した職員 総務契約課、人事課、文書法制課、オンブズマン事務局
			市民情報対策部	企画課、秘書広報課、財政課、情報政策課、行政管理課
			住民・調達対策部	課税課、市民課、納税課、経済観光課 コミュニティ・生活課、平和・人権課、文化・生涯学習推進課、学校給食センター、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
			福祉医療対策部	福祉総務課、生活福祉課、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課、健幸まちづくり推進室 健康推進課、保険年金課
			復旧・清掃対策部	都市計画課、道路交通課、下水道課、施設保全課 環境政策課、公園緑地課、ごみ対策課
			避難所施設対策部	教育振興課、永山公民館、関戸公民館、図書館、学校支援課、教育指導課、教育センター、スポーツ振興課 子育て支援課、子ども家庭支援センター、児童青少年課
			議会対策部	議会事務局
			防災会議	
			現地対策本部	

### 2 各対策部長の役割

- 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること。
- 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。
- 本部長、副本部長が不在又は事故があるとき、本部長、副本部長の職務を代行すること。

地域防災計画(風水害編)  
第3章 災害応急対策(初動態勢)

- 対策部長は、事前に又は、臨時的に対策部内を班編成し、災害対応能力の向上を図ることができる。
- 対策部長は班編成を行った場合は、課長職相当以上の者を班長に指定する。

### 3 各対策部の役割

#### (1) 前提

- 発災後の時間経過に応じて各対策部の業務量が変化する。
- 応援を受ける対策部は、応援職員を円滑に運用するためには、手順書やフローシートなどの整備が必要である。
- 業務内容によっては、通常の行政事務に深く関係する分野がある。

#### (2) 共通事項

- 各対策部は、相互に連携、協力し活動する。
- 各対策部は、統括対策部の調整により相互に応援を行う。
- 各対策部は、発災直後に、通常業務を通じて、災害情報の収集に努める。
- 各施設管理者は、発災時において、施設利用者の安全確保を行う。
- 各施設管理者は、発災後において、速やかに人的被害、建物被害を確認し、本部に報告するとともに、必要な措置を行う。なお、本部への報告は、通常の行政組織に従った系列で報告する。
- 各施設管理者は、発災後、来館者の安全を確保した後、施設の閉鎖を行なうとともに、防災上特別な用途に指定されている施設（避難所や一時滞在施設）は、その任務が円滑に実施できるよう、初動任務の遂行にあたる。
- 専門的な技能を有する職員（建築・土木・保健等）を班編成等して、一括運用する。（職員リストや運用計画等の手順書が必要である）

#### (3) 各対策部の事務分掌

名称	部長等	課名	役割
統括対策部	■担当部長 総務部長	防災安全課、 その他 (元防災安全課職員 から、事前に指定し た職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本部長室及び本部会議の庶務に関する事</li> <li>② 応急対策における総合調整に関する事</li> <li>③ 災害情報等の把握及び報告に関する事</li> <li>④ 各対策部との連絡調整に関する事</li> <li>⑤ 消防団に関する事</li> <li>⑥ 避難指示等に関する事</li> <li>⑦ 自衛隊、防災関係機関及び他自治体への応援要請に関する事</li> <li>⑧ 災害対策本部職員の動員及び服務に関する事</li> <li>⑨ 復興計画に関する事</li> <li>⑩ 他の対策部に属さない事</li> </ul>
		総務契約課、人事課、 文書法制課、オンブズマン事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 車両の調達に関する事</li> <li>② 市保有の資器材の調達及び配分に関する事</li> <li>③ 災害対策本部職員の食料、飲料水及び生活物資の調達、配分に関する事</li> <li>④ 災害の調査、記録及び集計に関する事</li> </ul>

地域防災計画(風水害編)  
第3章 災害応急対策(初動態勢)

名称	部長等	課名	役割
市民情報対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当部長 企画政策部長</li> <li>■補佐 施設政策担当部長</li> <li>市民自治推進担当部長</li> </ul>	企画課、秘書広報課、財政課、情報政策課、行政管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報及び広聴に関すること</li> <li>② 報道機関との連絡調整に関すること</li> <li>③ 被災者等の相談に関すること</li> <li>④ 災害対策関係予算に関すること</li> <li>⑤ システム及びネットワークに関すること</li> <li>⑥ 復興計画に関すること</li> </ul>
住民・調達対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当部長 暮らしと文化部長</li> <li>■補佐 市民経済部長</li> </ul>	▽住民班 課税課、市民課、納税課、経済観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住家の被害認定調査に関すること</li> <li>② り災証明に関すること</li> <li>③ 市民の安否確認及び確認結果の整理、記録に関すること</li> <li>④ 中小企業等及び農業関係者の災害調査、支援対策等に関すること</li> </ul>
		▽調達班 コミュニティ・生活課、平和・人権課、文化・生涯学習推進課、学校給食センター、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食料、飲料水（ペットボトル等）及び生活物資の調達、配分に関すること</li> <li>② 救援物資等の受入れ及び配分に関すること</li> <li>③ 炊き出し（給食センターの運用を含む）に関すること</li> <li>④ 多摩市国際交流センターとの外国人に関する情報連絡及び調整に関すること</li> <li>⑤ 老人福祉館及びコミュニティ施設の対応に関すること</li> <li>⑥ ペットに関すること</li> <li>⑦ 被災動物、逸走動物に関すること</li> <li>⑧ 現金の出納及び保管に関すること</li> </ul>
福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当部長 健康福祉部長</li> <li>■補佐 保健医療政策担当部長</li> </ul>	▽福祉班 福祉総務課、生活福祉課、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課、健幸まちづくり推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本赤十字社との連絡調整に関すること</li> <li>② ボランティアに関すること</li> <li>③ 社会福祉協議会及び災害ボランティアセンターとの調整に関すること</li> <li>④ 要配慮者対策に関すること</li> <li>⑤ 遺体の身元確認、収容及び埋葬に関すること</li> <li>⑥ 義援金品に関すること</li> <li>⑦ 災害弔慰金、災害援護資金及び災害見舞金に関すること</li> </ul>

地域防災計画(風水害編)  
第3章 災害応急対策(初動態勢)

名称	部長等	課名	役割
		▽医療班 健康推進課、保険年金課、災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療救護活動拠点の開設及び運営に関する事</li> <li>② 災害医療コーディネーターとの連絡調整に関する事</li> <li>③ D-MAT 等との連絡調整に関する事</li> <li>④ 負傷者等の搬送体制への応援要請に関する事</li> <li>⑤ 保健所、医師会、歯科医会、整復師会及び薬剤師会との連絡調整に関する事</li> <li>⑥ 災害拠点病院等との連絡調整に関する事</li> <li>⑦ 緊急医療救護所及び救護所に関する事</li> <li>⑧ 応急医療器具及び医薬品の調達、搬送に関する事</li> <li>⑨ 乳幼児及び妊産婦への対応に関する事</li> <li>⑩ 救護状況の調査及び報告に関する事</li> <li>⑪ 保健、防疫及び消毒に関する事</li> <li>⑫ 災害薬事センターの設置及び運営に関する事</li> <li>⑬ 保健師の活動に関する事</li> <li>⑭ その他、健康相談に関する事</li> </ul>
復旧・清掃対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当部長 都市整備部長</li> <li>■補佐 環境部長</li> </ul>	▽復旧班 都市計画課、道路交通課、下水道課、施設保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 応急危険度判定に関する事</li> <li>② 倒壊家屋等の解体に関する事</li> <li>③ 道路、橋りょう及び下水道施設等の点検整備及び災害復旧に関する事</li> <li>④ 応急給水に関する事</li> <li>⑤ 必要な労務、資器材の調達、確保及び供給に関する事</li> <li>⑥ 公共施設の災害復旧に関する事</li> <li>⑦ 応急仮設住宅の設営に関する事</li> <li>⑧ 河川の流木等障害物の除去に関する事</li> <li>⑨ 水防活動の技術的指導に関する事</li> <li>⑩ 復興計画に関する事</li> </ul>
		▽清掃班 環境政策課、公園緑地課、ごみ対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ごみ、がれき、し尿処理に関する事</li> <li>② 倒壊家屋等の処理に関する事</li> <li>③ 仮設トイレの調達及び設置に関する事</li> <li>④ 公園、緑地等の点検整備及び災害復旧に関する事</li> <li>⑤ 放射能の環境測定に関する事</li> </ul>
避難所施設対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当部長 教育部長</li> <li>■補佐 子ども青少年部長</li> </ul>	▽避難所班 教育振興課、永山公民館、関戸公民館、図書館、学校支援課、教育指導課、教育センター、スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒の避難、救護及び引渡しに関する事</li> <li>② 避難所の設置及び運営に関する事</li> <li>③ 避難場所の設置運営に関する事</li> <li>④ 自主避難所の設置運営に関する事</li> <li>⑤ 学用品の調達及び供給に関する事</li> <li>⑥ その他児童生徒及び教職員に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■補佐 スポーツ振興担当部長</li> <li>教育部参事</li> </ul>	▽子ども班 子育て支援課、子ども家庭支援センター、児童青少年課、多摩保育園

名称	部長等	課名	役割
議会対策部	■担当部長 議会事務局長	議会事務局	① 議員との連絡調整に関すること
市立小中学校の職員			① 勤務校にて活動するものとするが、その内容は職場で定めてある計画による。 ② 避難所の設営及び運営に関すること
派遣職員（総合事務組合、東京都等）			① 勤務場所にて活動するものとするが、その内容は職場で定めてある計画による。

※ 統括対策部は、対策部からの要請に基づき、対策部間の大規模な職員の応援に関する調整を行う。

## 5 応急対策本部の設置

- 市長は、多摩市災害対策本部が設置される前または、災害対策本部が設置されない場合が必要があるときは、多摩市応急対策本部を設置する。

### 1 応急対策本部の設置

次の各号の一つに該当する場合で、市長が必要と認めたときに設置する。

- 暴風、大雨、大雪及び洪水のいずれかの警報が発せられたとき。
- 多摩川に洪水予報が発せられたとき。
- 水防警報が発せられたとき。
- 集中豪雨等局地的災害が発生したとき。
- 大雨又は、洪水の注意報が発せられた場合で、災害の発生のおそれがあるとき。
- その他風水害に係わる災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。

### 2 応急対策本部の廃止

応急対策本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に廃止する。

- 災害対策本部が設置された場合
- 災害の発生する恐れがなくなった場合

### 3 応急対策本部の組織

#### (1) 組織

応急対策本部の構成は、次のとおりとする。

- 防災を所掌する副市長を本部長とし、副市長、総務部長、都市整備部長、環境部長、その他必要と認める部長を本部員として構成する。
- 本部員の下に、連絡責任者を置き、防災安全課長、道路交通課長、下水道課長、公園緑地課長、教育振興課長、スポーツ振興課長、その他必要と認める課

長を構成員とする。

【応急対策本部の組織図】



(2) 本部の所掌事務

- 災害情報の収集及び伝達に関すること
- 災害応急対策の実施に関すること
- 関係防災機関の実施する応急対策の調整に関すること
- 災害対策本部への移行に関すること

(3) 部及び課における分掌事務

災害対策本部の所掌事務を準用するほか、多摩市組織条例(昭和42年6月30日条例第29号)、多摩市組織規則(昭和46年6月25日規則第19号)、多摩市教育委員会事務局組織規則(昭和48年3月8日教委規則第1号)、多摩市福祉事務所処務規則(平成5年3月31日訓令甲第9号)に定める事務とする。

(4) 職員の配備態勢

各部の態勢は、次のとおりとし事態の進展に応じて適宜措置する。

- 情報連絡態勢 各部ごとに定める。
- 応急配備態勢 各部ごとに定める。

## 6 職員の配備態勢

### 1 市職員の配備態勢

#### (1) 非常配備態勢の種別

- 市長は、災害の状況により、次のとおり必要な非常配備態勢を発令する。
- 非常配備態勢の発令については、気象情報をもって代えることができる。
- 非常配備態勢が発令された場合には、対象となる職員は、速やかに参集又は必要な措置を行う。
- 非常配備態勢は、災害の発生状況により、適宜、変更することができる。
- 参集場所は、各職場へ参集し、参集状況を所属長に報告する。
- 出先職場の職員は、所属長の元に参集する。
- ただし、事前に参集場所を指定されている場合には、指定場所に参集する。
- 自主避難所開設職員の参集場所は、事前に調整するものとする。
- 参集後直ちに各対策部長の指揮下に入り、応急対策に対処するものとするが、災害の状況とそれに対する応急措置状況及び各対策部の参集人員等に応じて、本部長の指令により他の部の応援に入る。
- 対象者は、参集途上において災害情報の収集に努め、参集場所に到着後、速やかに報告する。

本部	配備態勢	時期	対象	態勢
応急対策本部	情報収集態勢	① 気象警報が発表されたとき	① 原則として、応急対策本部を構成する部の課長及び情報連絡に必要な職員	風水害等に対する事前対策を開始するほか、情報収集及び監視活動を実施する態勢とする。 警戒レベル3相当※



地域防災計画(風水害編)  
第3章 災害応急対策(初動態勢)

本部	配備態勢	時期	対象	態勢
	自主避難所開設態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 洪水警報が発表されたとき</li> <li>② 自主避難所の開設を必要と認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自主避難所の開設に必要な職員</li> <li>② 自主避難所開設要員として指定されている職員</li> </ul>	<p>自主避難所の開設及び高齢者等避難発令に備える態勢とする。</p> <p>警戒レベル3相当*</p>
災害対策本部	第1非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者等避難を発令するとき</li> <li>② その他本部長が必要と認めたととき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本部長、副本部長、本部員</li> <li>② 元防災安全課職員等から事前に指定した職員</li> <li>③ 第1非常配備職員(約3割)</li> </ul>	<p>避難所開設及び避難誘導又は、情報伝達に関し、必要な措置を行える態勢とする。</p> <p>警戒レベル3*</p>
	第2非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難指示を発令するとき</li> <li>② 土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害の被害発生の危険性が高まったとき</li> <li>③ 首都圏を運行するJR在来線及び私鉄各線において、計画運休が発表され、本部長が必要と認めたととき</li> <li>④ その他の状況により、本部長が必要と認めたととき</li> </ul>	<p>上記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第2非常配備職員(約3割)(累計6割)</li> </ul>	<p>第1非常配備態勢を強化する。</p> <p>警戒レベル4(相当)*</p>
	第3非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急安全確保を発令するとき</li> <li>② 特別警報が発表されたとき</li> <li>③ 氾濫発生情報が発表されたとき</li> <li>④ その他の状況により、本部長が必要と認めたととき</li> </ul>	<p>上記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第3非常配備職員(約2割)(累計8割)</li> </ul>	<p>第2非常配備態勢を強化する。</p> <p>本部の全力をもって対処する態勢とする。</p> <p>警戒レベル5(相当)*</p>

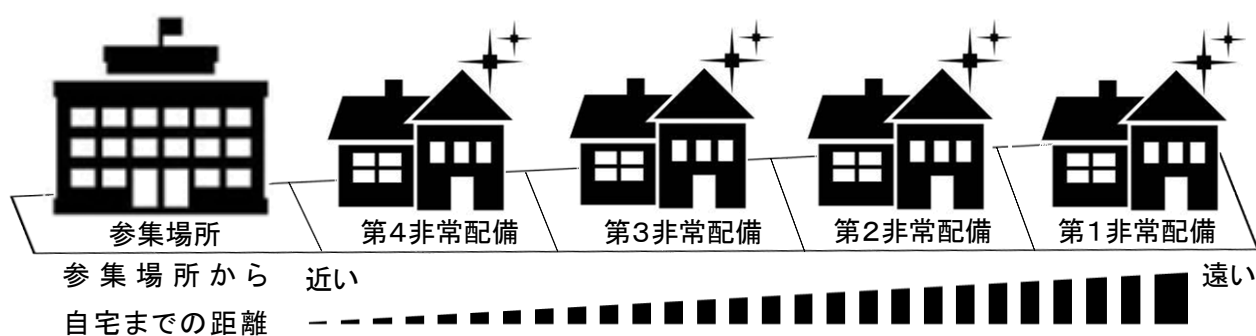
本部	配備態勢	時期	対象	態勢
	第4非常配備態勢	① 現状の態勢を継続するとき ② その他の状況により、本部長が必要と認めたとき	上記に加え ① 第4非常配備職員 (約2割)(累計10割)	長期的な対応を実施する態勢とする。

※ 警戒レベルは、市が発令する避難情報等に応じて、5段階で運用されており、それぞれのレベルごと取るべき行動が示されています。

※ 警戒レベル「相当」とは、気象警報・注意報などの防災気象情報を、警戒レベルで用いられている5段階のレベルに当てはめた場合、どのレベルに「相当」するかを表しています。

#### (2) 非常配備態勢の考え方(風水害時)

- 自主避難所開設態勢で参集する職員
- 第1非常配備より先行して参集し、自主避難所を開設する職員(第1非常配備態勢の人員に含まない。)
- 第1非常配備から第4非常配備で参集する職員
- 第1非常配備には、自宅から職場までの距離に関わらず、管理職及び初動態勢に必要な職員を配置する。
- 上記以外は、自宅が職場から遠い順に第1非常配備態勢から指定していく。
- ただし、各対策部の業務内容や実情に応じて、柔軟に対応するものとする。



#### (3) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の対策部に対してのみ非常配備態勢の発令し、又は特定の対策部に対し種別の異なる非常配備態勢を発令することができる。

(4) 非常配備態勢に基づく措置

- 各対策部長は、あらかじめ非常配備態勢時の活動要領を定め、所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。
- 各対策部長は、非常配備態勢が発令されたときは、前記の要領に基づき所属職員に対して必要な指示をしなければならない。(事前の指示を含む。)
- 各対策部長は、対策部長が不在の際の指示・命令をする者の代行順位を、あらかじめ定めておかなければならない。

(5) 非常配備態勢の対象除外の職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生以降の動員対象から期間を指定して除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。

想定する職員		基準	
多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例のうち	病気休暇中の職員	全て免除	
	妊娠出産休暇及び育児休業中の職員	全て免除	
	介護休暇を取得している職員	全部休業	すべて免除
		一部休業	他に託せる状況ができるまで免除
妊娠中の職員	本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務		
養育中の幼児・児童・要配慮者がいる職員で、他に託せることができない職員	他に託せる状況ができるまで免除		
家族が死傷・または行方不明となった職員	免除		
自身が負傷した職員	療養が必要な場合は、その期間のみ免除。治癒後は参集する。		
自宅が床上浸水、または、自宅が半壊相当以上の被害を受け、職員本人が保護・保全しなければ、居住者及び財産の安全が確保できない職員	状況が改善するまで免除		
会計年度任用職員	本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務		

(6) 職員の配置

- 各対策部長は、非常配備態勢が発令された場合に備え、対象となる職員の名簿(動員表)を作成するとともに、当該職員への連絡方法を定めておく。

地域防災計画(風水害編)  
第3章 災害応急対策(初動態勢)

- 各対策部長は、非常配備態勢が発令された場合には、直ちに次の処置をとらなければならない。
  - ・ 所属職員の掌握を行うこと
  - ・ 職員を所定の部署に配置すること
  - ・ 高次の非常配備態勢の移行に備えた措置を講ずること
  - ・ 統括対策部長へ状況を報告すること
  - ・ その他必要と認めたこと
- 各対策部長は、所管する事務を円滑に処理するため、次の初動対応項目を定め、これを周知徹底させなければならない。
  - ・ 対策部内の指示・命令系統の確立
  - ・ 初動時の班編成（通信連絡班、参集受付班、資器材調達班など）
  - ・ 出先機関の被災状況の確認
  - ・ その他必要な事項

**(7) 職員の服務**

すべての職員は、非常配備態勢が発令された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- 常に災害に関する情報に注意すること。
- 災害対策本部及び各対策部の指示に従うこと。
- 通常業務を一時中止する（不急の行事、会議、出張等を中止する）こと。
- 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合には、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。
- 非常配備態勢が発令された時は、万難を排して速やかに参集すること。
- 自らの言葉によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること。
- 相互に連携協力すること。

**(8) 防災関係機関等の活動態勢**

① 責務

防災関係機関等は、多摩市の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、多摩市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

② 活動態勢

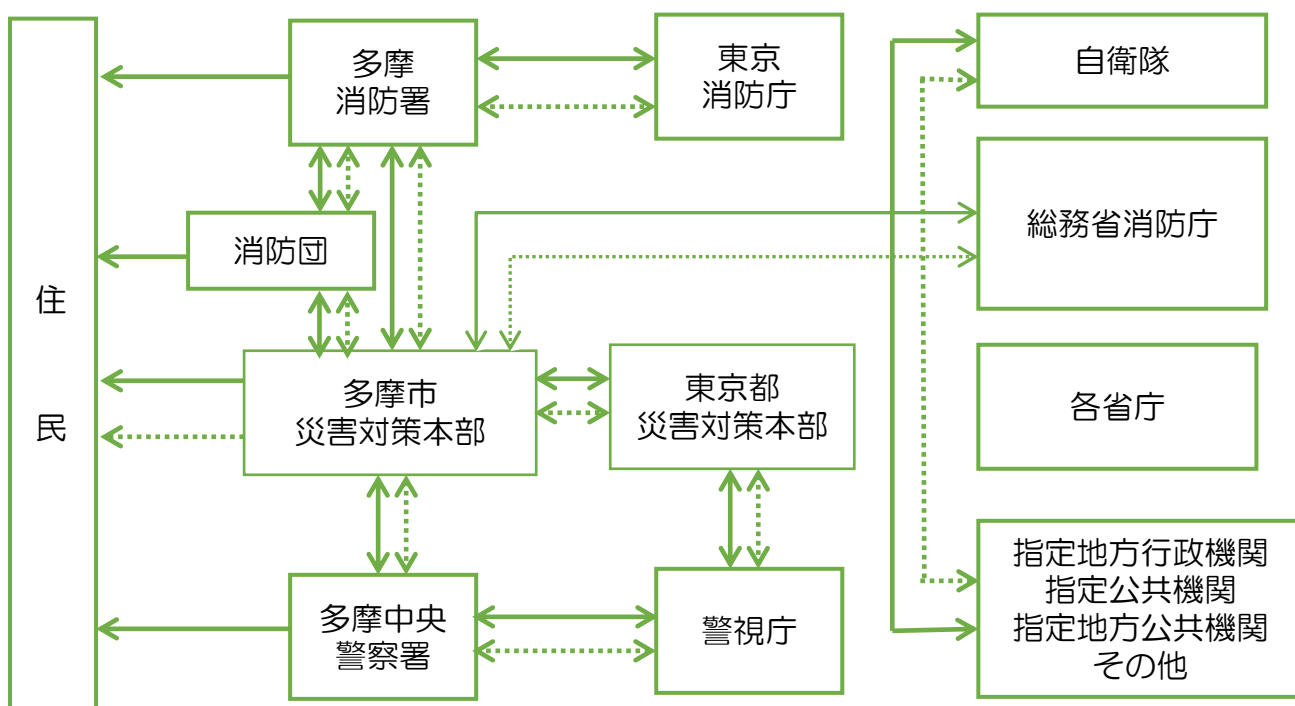
防災関係機関等は、前項の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

## 第4章 情報の収集・伝達

大規模な風水害が発生した場合、各防災機関は、情報連絡態勢をとり、被害状況の把握、広報等を行う。

### 第1節 情報連絡態勢

<連絡系統図>



凡例：有線または口頭 —————  
無線 .....

#### 1 情報通信連絡態勢

機関名	内 容
多 摩 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。</li> <li>○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第二本庁舎1階ホールに設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国（総務省消防庁）に対して直接連絡す</li> </ul>

機関名	内 容
	る。 ○ 地域防災行政無線又はその他の手段により、当該市の区域にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
多摩中央警察署	○ 警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、方面本部、警視庁本部及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
多摩消防署	○ 消防・救急無線、消防電話及び各種の通信手段を活用し、警防本部、第九消防方面本部、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。 ○ 災害等に関する情報共有を迅速に図るため、必要な要員を多摩市災害対策本部へ派遣する。(災害対策本部の本部員として、多摩消防署長が指定した職員を派遣する場合を含む。)
その他の防災機関	○ それぞれの通信連絡系統のもとに無線通信等により通信連絡を行う。

## 2 災害情報の連絡

- 多摩市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を察知した場合は、ただちに東京都及び気象庁に通報する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、地域の自発的な防災組織及び住民等に周知する。

## 3 災害予報・警報等の発表・伝達

### 1 災害情報の収集

災害時における情報収集は非常に重要であり、得られた情報の量や質によって、その後の災害対策に大きな影響を及ぼすこととなる。よって、多摩市は、災害情報の収集について、以下の事項を、可能な限り実施する。

### 2 災害情報の収集方法

#### (1) インターネットの活用（ログイン・ID付も含む）

- 気象庁・国土交通省・東京都が運用しているホームページ等を活用し、リアルタイムの災害情報を入手する。
- 近年、災害の発生が局地化していることから、民間防災気象情報提供会社との委託契約(利用許諾契約)を検討する。

## (2) 東京都防災行政無線の活用

- 東京都が整備している、東京都防災行政無線により、東京都内の自治体及び京浜河川事務所等の防災関係機関との連絡手段とするとともに、無線電話・無線FAX・DIS メール等を活用し、災害情報の入手を行う。

## (3) 職員及び消防団の巡回による確認情報

- 市職員は、大雨洪水警報が発令された場合は、早期にパトロール隊を編成し、情報収集を行う。
- 防災安全課が行うパトロール等は、避難指示等が発令するタイミングを見極めるために巡回を行う。
- 防災安全課は、河川や急傾斜地危険区域（箇所）等を、概ね2時間に1回以上の割合で巡回をする。
- 消防団は、受け持ち区域内において、河川や土砂災害に関連する箇所の見回りはもちろんのこと、過去において道路冠水や倒木被害の発生箇所等、地元分団だからこそ知りうるポイントを中心に見回りを実施すること。
- 防災安全課は、消防団が出動した場合、各分団の担当区分等を明確にし、迅速に市内の状況を把握できるよう、重複して活動しないように注意すること。

## 3 窓口の統一化

- 水位、雨量、水防等の情報は、防災安全課1箇所に集約し、統制を図ること。

## 4 市民の協力

### (1) 地域住民の協力

- 災害発生初期の情報収集は、市民の力を十分に活用すること。
- 消防団OBや自治会長などに、情報の収集や報告を依頼する。

### (2) 河川モニターの任命

- 河川至近に居住する市民へ、自らの身体に危険が及ばない範囲で、多摩市の依頼により、河川の状況を確認し、電話連絡をする市民を募集する。
- 浸水想定区域内の24時間コンビニエンスストアと災害時応援協定を締結し、自らの身体に危険が及ばない範囲で、多摩市の依頼により、河川の状況を確認し、電話連絡をする店舗を募集する。

## 5 優先順位

- 情報量は膨大になるため、情報収集には、命に関わること、財産に関わることを優先して、災害対策本部へ届ける。

## 6 情報の質を高める。

- 信頼できる情報発信源の確保を図る。特に、国・都・ライフライン各社・鉄道事業者等防災関係機関との連絡先は、常に、最新のものとしておく。

## 7 河川監視システムの整備

- 災害対策本部は、映像や画像による情報も用いて避難指示等の意思決定を行うことができるような体制を構築する。
- 河川の様子が、庁内において24時間リアルタイムで監視できるシステムを構築し、実施できるような体制を構築する。

## 4 気象情報の早期収集

### 1 気象庁防災機関向け専用電話(ホットライン)

- 気象庁東京管区气象台では、大雨時等において避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話(以下、「ホットライン」という。)を設置し、運用している。
- 区市町村は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際に、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。
- 気象庁東京管区气象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び区市町村に対し直接嚴重な警戒を呼びかける。
- また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び区市町村に対し、直接実施する場合がある。
- ホットラインにより得られた情報や判断について、都が必要と認める場合には区市町村、関係機関等へ提供する。

## 5 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

### 1 情報の共有の必要性

- 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時又はわずかな時間差で起こる可能性が高い。
- 水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難指示、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。
- そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難指示等に有用な情報を提供する。
- 多摩市は、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図るものとする。
- 上流の自治体でどのような事態となっているかは、災害対応において非常に参考となる。そこで、具体的に上流で何が起きているかを、国や東京都の協力を得て、可能な限り把握する。



- これにより、集中豪雨などに際しても、多摩市は避難指示等を遅滞なく出すことが可能となる。

## 2 情報の内容

- 都は、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供する。
  - ・ 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難指示等
  - ・ 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
  - ・ 避難が必要な区域
  - ・ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
  - ・ その他

## 6 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

### 1 気象庁は、必要に応じて、次のような情報を提供する。

#### (1) 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

#### (2) 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

#### (3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

#### (4) 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測す

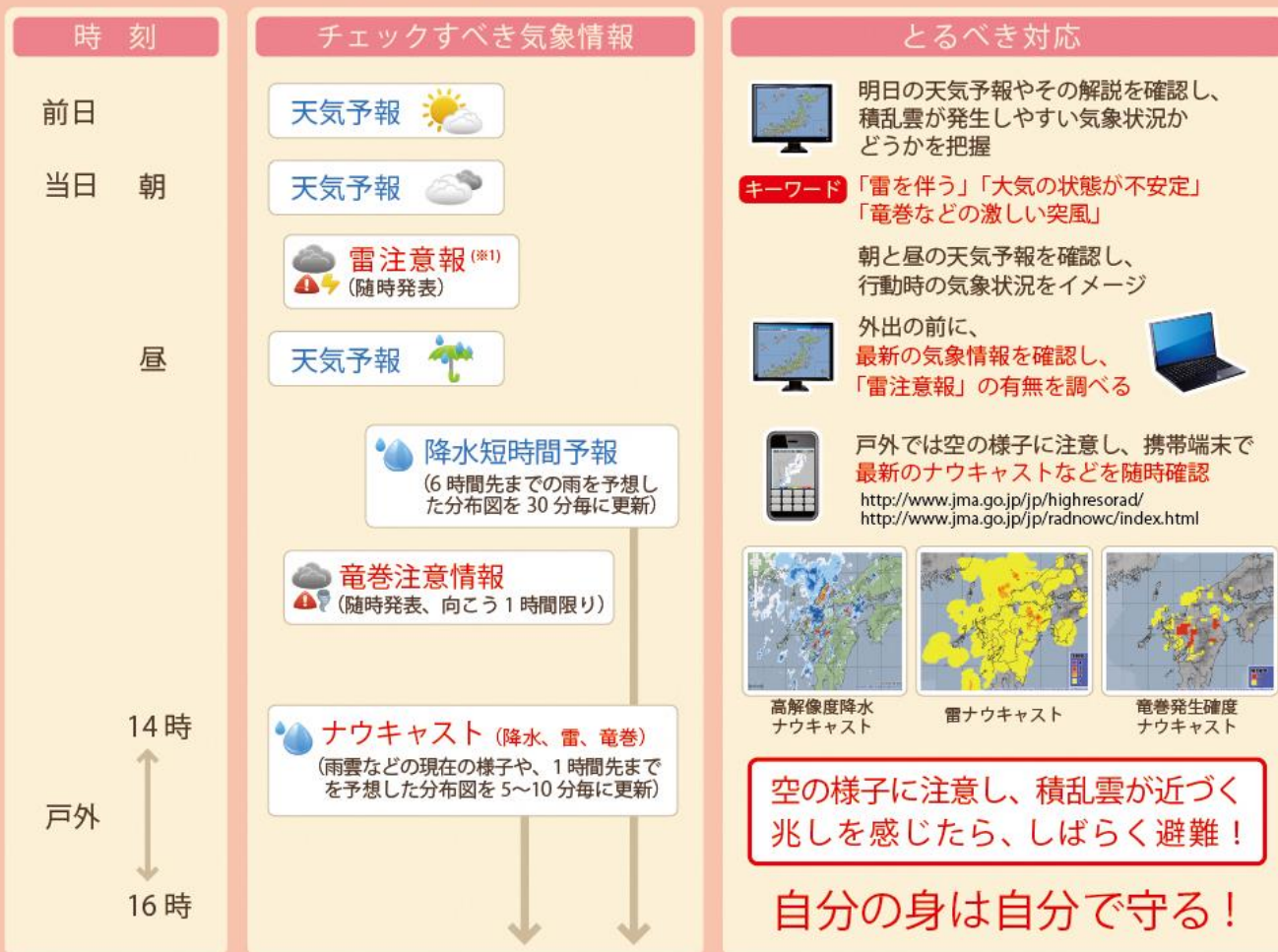
る。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時 10 分毎に発表する。

## 2 都内において、竜巻等が発生した場合の情報及び情報伝達

気象庁は、気象庁防災業務計画に基づき、情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

＜竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表（気象庁ホームページより）＞

(例) 14時から16時に戸外で行動する場合



(※1) 雷注意報では、「急な強い雨」「竜巻」への注意を呼びかける場合があります。

### ※ 竜巻の特徴

- 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲（おおむね一つの県）を対象に発表するすので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。
- したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難する

などの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

- 竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。
- 区市町村は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。
- 区市町村は、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）により送信されている竜巻注意情報について、区市町村の判断に応じ、防災行政無線等を自動起動する等の措置を行うものとする。

## 7 特別警報が発表された時の情報の共有

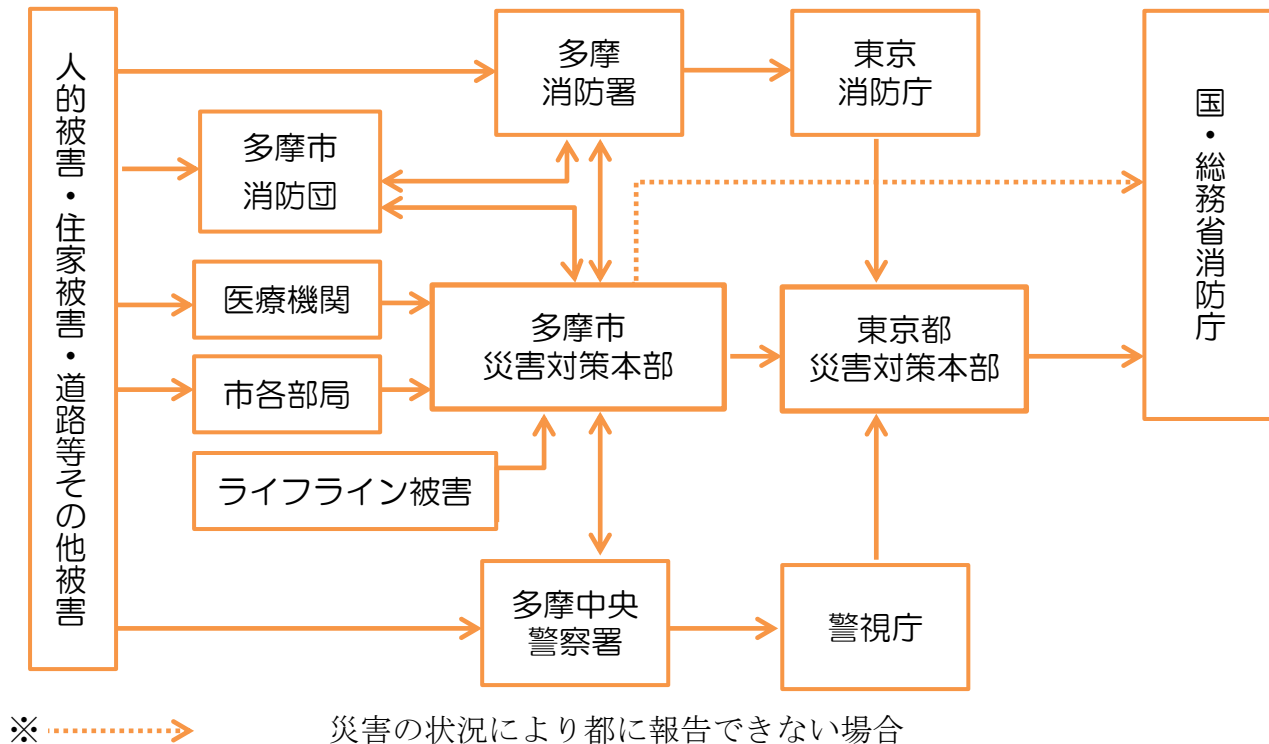
- 気象庁は平成 25 年 8 月 30 日から、「特別警報」の運用を開始した。
- 特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。
- 気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより）。

現象の種類	基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※ 多摩市は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTT から通知を受けた時、又は自ら知ったときは、直ちに市民及び関係防災機関に周知させる措置をとらなければならない。

## 8 被害状況の報告態勢

その他の情報伝達については、第2部震災対策計画第6章を参照のこと  
 <被害状況の報告・伝達系統>



## 9 広聴及び広報活動

### 1 広聴活動

大規模な風水害が発生した場合の広聴活動態勢は、第2部第6章及び第9章を準用する。

### 2 広報活動

風水害発生時、若しくは発生のおそれがある場合、多摩市が行なう広報内容は以下の通りである。

#### (1) 避難等に関する広報内容

- ・ 災害の規模・気象・水象の状況
- ・ 避難準備情報・避難指示等
- ・ 避難方法等
- ・ 要配慮者への支援に関する情報
- ・ 被害状況や危険箇所に関する情報

## (2) 避難者に対する広報内容

- ・ 被害情報
- ・ 食料・生活物資等の供給状況
- ・ 医療救護活動の状況
- ・ 電気等ライフラインの復旧状況
- ・ 通信・交通機関等の復旧状況

## 3 広報手段

- 多摩市は、市民に対しあらゆる手段を駆使して、災害情報を伝達する。
- 激しい降雨時では、防災行政無線の音声だけでは伝達不十分なため、複数の手段を活用して広報を行なう。
- 音声による情報伝達は困難であるため、サイレン吹鳴により「避難指示等」の重要情報伝達の仕組みを検討する。
- 要配慮者利用施設や多摩川に隣接する自治会長宅に、防災行政無線戸別受信機や同時に送信できる FAX 機器を設置し、確実な情報伝達体制の確立を図る。
- 臨時災害FMなど、防災行政無線を補完する機能を有した情報伝達手段の導入を検討する。
- 豪雨による雨音や難聴地区解消のため、防災行政無線を傍受できる防災行政ラジオの斡旋等を検討する。

## 4 情報伝達手段

多摩市が市民へ情報伝達を実施する場合の伝達手段は以下のとおりである。

- 携帯各社の緊急速報メール
- 防災行政無線
- アンサーバック 050-5433-9162【水害時に有効】
- 多摩市公式ホームページ
- YouTube
- 防災情報メール・公式ツイッター・公式ライン
- ヤフー防災アプリ
- 市・消防団による広報車
- 公式ホームページ・公式モバイル
- 報道機関（ラジオ・テレビ・新聞等）
- 多摩テレビ
- L - A L E R T（災害情報共有システム）※ ほか

※ ICT を活用して、災害時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するものです。

(1) 情報伝達の留意事項防災行政無線

- 住民に安心感を与えるために、定期的に情報を発信する。
- 「どう使いこなすか。どういう情報を、どういうタイミングで、どういう表現で伝えるか」など、に注意を払う。
- 避難指示以前に危険が高まりつつあること、水位や雨量の情報、職員や消防団を緊急配備したこと等、刻々と変化する状況を随時伝えるため、臨時放送を実施する。
- 市長自らのアナウンスも、被害の重要性や切迫性を伝達するために有効である。

(2) 放送文の作成

- 放送文の作成にあたっては、言葉の厳密な意味にこだわって専門用語を使うと住民に理解されないことがあるので、分かりやすい一般的な用語を使用する。
- 一刻を争う事態がしばしばある。事前に予定原稿を作成しておき、空欄に数値等を記入する方式としておく。

(3) 広報車両・消防車両

- 広報車両・消防車両による広報活動を積極的に行う。
- 車両による広報活動は、走行しながらでなく、停車して行う。

(4) アナウンスの方法

- 避難指示等の緊急放送時には、サイレン後に「緊急放送、緊急放送」と付け加え、その後の内容がきわめて重要な事項であることを予告する。
- 放送の冒頭に、結論、又は要点を告げ、次に場所を限定する場合には場所を加え、そのあと説明を加える。
- 放送では、専門用語を使わず、住民に分かりやすい用語にする。重要事項の放送は2回続けて行うこととし、1回目は抑揚をつけて発声し、2回目はよく聞き取りができるよう発声するように心がける。

(5) メディアの利用

- 災害時応援協定に基づき、多摩テレビによる情報伝達手段を確保しておく。
- 情報を提供するメディアの連絡先リストを作成しておく。
- 避難指示発令情報を、テレビ・ラジオなど報道関係を通じて伝達する。
- あらかじめ広報文の例文を作成しておく。

(6) インターネット

- 市のホームページで災害対策本部情報をリアルタイムで発信する。
- ホームページには、災害用の専用ページをあらかじめ作っておく。また、サーバーの容量を確保し、多くのアクセスに対応できるようにしておく。

(7) 外国人向け連絡態勢

- 今後、外国籍の住民が増えることが予想されるため、その対応を検討する。
- 国際交流センターと連携し、外国人に対する情報伝達手段の確立を図る。

## 5 情報伝達時期

- 風水害の状況は、刻一刻と変化していく。市民への情報伝達は、同時期に大量の情報を伝達するのではなく、状況の変化に応じて、頻繁に提供する。
- メールなど手軽な手段を用いて、早い段階から情報提供するとともに、提供する情報によって、的確に伝達手段を選択する。

## 6 定時・臨時の記者会見の開催

- メディアを通じての情報発信は、情報伝達効果が非常に高いことから、必要に応じて、定時・臨時の記者会見を行う。
- 災害対策本部内には、メディア関係者は出入りさせない。
- 地震の場合は、庁舎全体が関係者以外立ち入り禁止となるが、風水害の場合、多摩市の庁舎は浸水等の被害が及ばないことから、一般人の出入りが可能となるため、災害対策本部への出入りの管理は徹底する。

## 7 避難行動要支援者への情報伝達

- 避難行動要支援者に対し、迅速な情報提供を実施するため、関係各課と連携を図りながら、民生・児童委員へ、避難準備情報等を伝達する。
- なお、民生・児童委員は、避難行動要支援者名簿を年1回貸与している。
- 避難行動要支援者避難支援個別計画策定自主防災組織に対し、避難準備情報等を伝達する。

## 第5章 水防対策

洪水等による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する。  
各水防機関は、事態に即応した配備態勢及び水防活動を実施する。

### 第1節 水防情報

#### 1 主な機関の水防対策

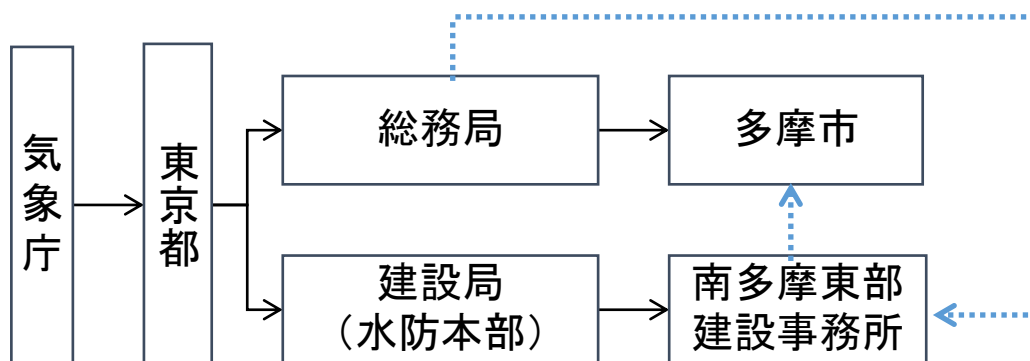
活動段階	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
	主として、気象情報等の収集及び連絡、事態に応じた配備態勢の指示連絡等が行なえる態勢	注意報等の受信・伝達、今後の予測、態勢の確認など	警報の受信、応急対策、避難所準備	発災、被害の把握、緊急対策など ★発災	災害救助法の適用、応急対策など
多摩市	○気象情報、水位情報等の収集・伝達 ○警報等の受信、伝達	○水防活動開始	○高齢者等避難	○避難指示 ○災害派遣要請 ○広域応援要請	○応急復旧の開始
都水防本部	○気象情報、水位情報等の収集・伝達	【連絡態勢】 ○区市町村への水防活動支援	【警戒配備態勢】	【非常配備態勢】 ○点検対象施設現場調査 ○被害状況把握	○応急復旧の開始



## 2 気象情報

- 多摩市は、気象庁が発表する気象情報を、東京都を經由して入手する。
- 入手した気象情報は、庁内関係部署において共有するほか、市民へ情報提供を行う。

【気象情報伝達等系図】



基本系 ———— 情報伝達の第1系統  
 補助系 - - - - - 確実な伝達を図るための第2系統  
 基本系・補助系の2通りの伝達を行  
 なうことで確実な情報伝達を図る。

- ・ 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて、市民へ伝達
- ・ 気象庁が発表した気象情報（警報のみ）は、NTT東日本を通じて区市町村に伝達

## 3 洪水予報河川(国管理河川)

国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報で市に関係するものは、次のとおりである。(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)

### 1 洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区 間			基準地点
	川岸	区間先頭	区間最終	
多摩川	左岸	青梅市青梅大柳町1575番地先	海	調布橋 石原 田園調布(上)
	右岸	青梅市畑中1丁目18番地	海	
浅川	左岸	八王子市中野上町4丁目3895番地先	多摩川合流点	浅川橋
	右岸	八王子市元本郷町4丁目483番地先	多摩川合流点	

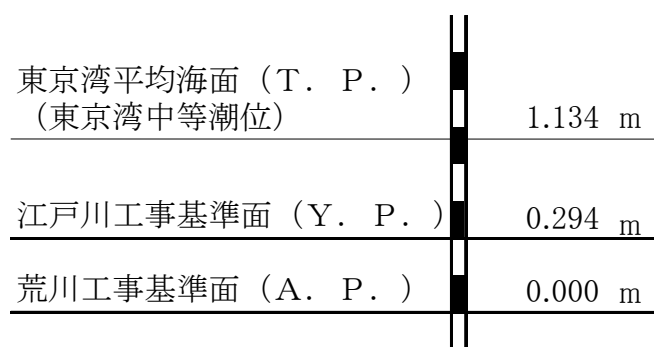
## 2 洪水予報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
(〇〇川) 氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
(〇〇川) 氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
(〇〇川) 氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
(〇〇川) 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき
(〇〇川) 氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

## 3 洪水予報河川発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
多摩川	調布橋	青梅市上長湫	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P.+ 148.500 m
	石原	調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P.+ 27.420m
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P.+ 0.000m
浅川	浅川橋	八王子市大横町	1.90m	2.20m	2.20m	2.60m	3.58m	A.P.+ 112.500 m

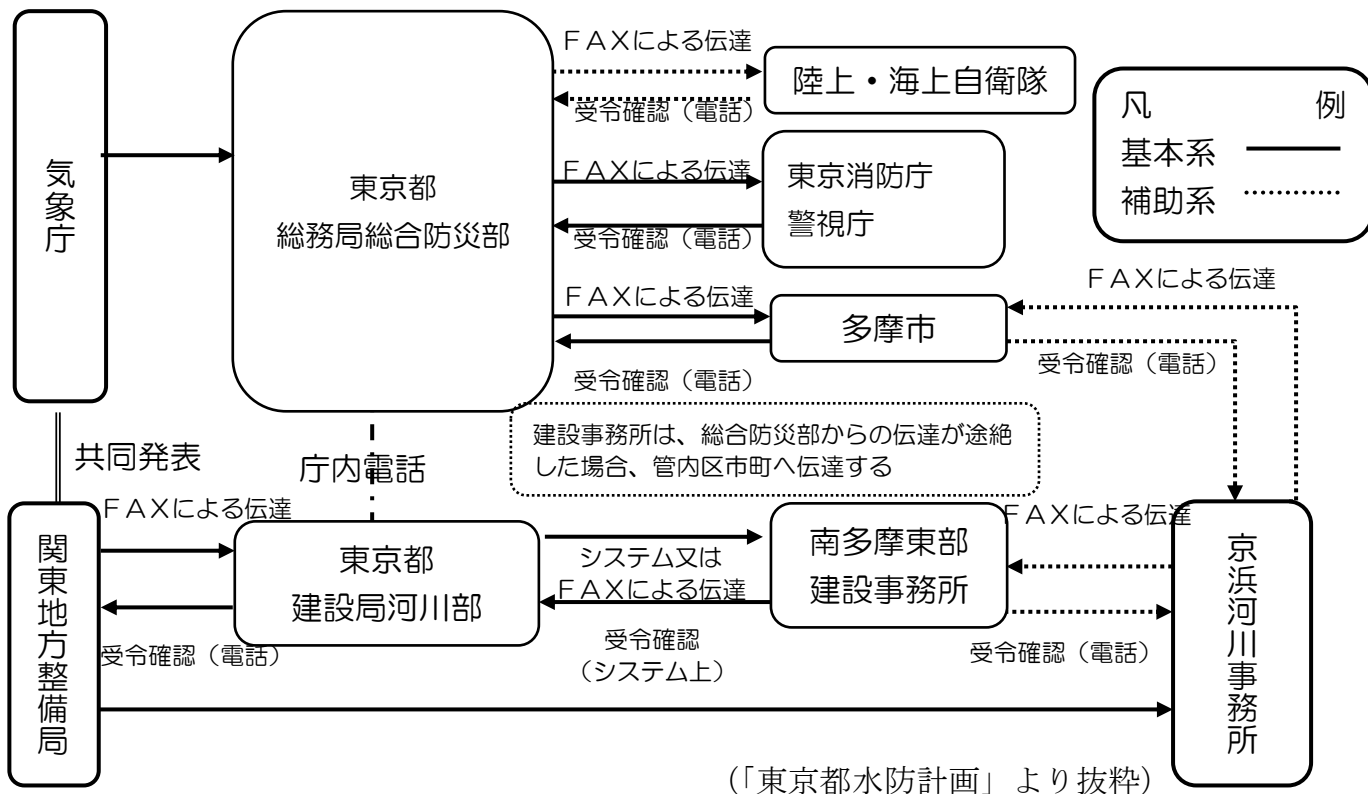
《各基準面の関係》 (参考)



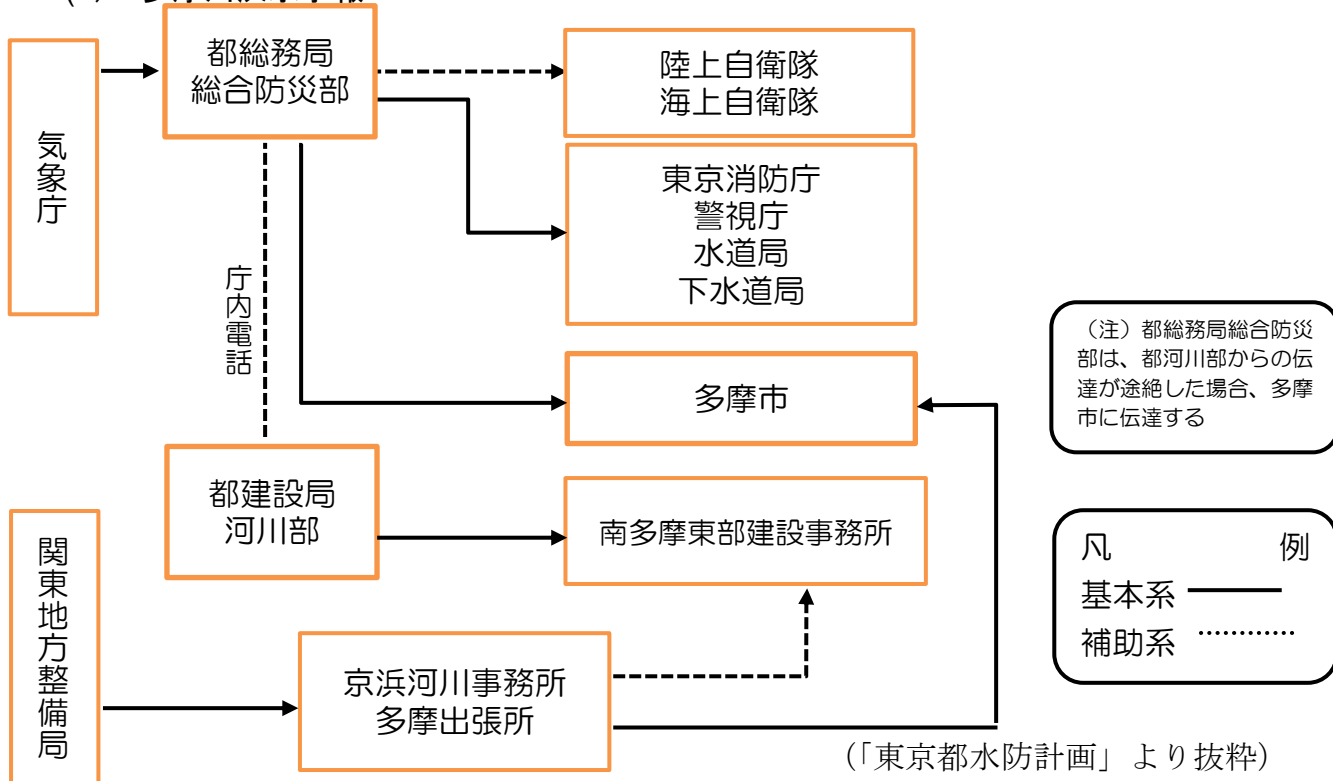
## 4 洪水予報伝達

<洪水予報伝達系統図(詳細は、最新の洪水対策計画書(京浜河川事務所)による。>

### (1) 洪水予報伝達系統図



### (2) 多摩川洪水予報



## 5 水位周知河川(国管理)

国土交通省は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し(水位周知河川)、特別警戒水位に達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。

### 1 水位周知を行う河川及びその範囲

河川名	区 間			基準地点
	川岸	区間先頭	区間最終	
大栗川	左岸	新大栗橋下流端 (多摩市関戸3丁目16番地先)	多摩川合流点	ほうおんぼし 報恩橋
	右岸	新大栗橋下流端 (多摩市関戸5丁目1番地先)	多摩川合流点	

※ 担当河川事務所・・・京浜河川事務所

### 2 水位周知の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
大栗川氾濫注意情報	報恩橋における水位が氾濫注意水位に到達したとき
大栗川氾濫警戒情報	報恩橋における水位が避難判断水位に到達したとき
大栗川氾濫危険情報	報恩橋における水位が氾濫危険水位に到達したとき

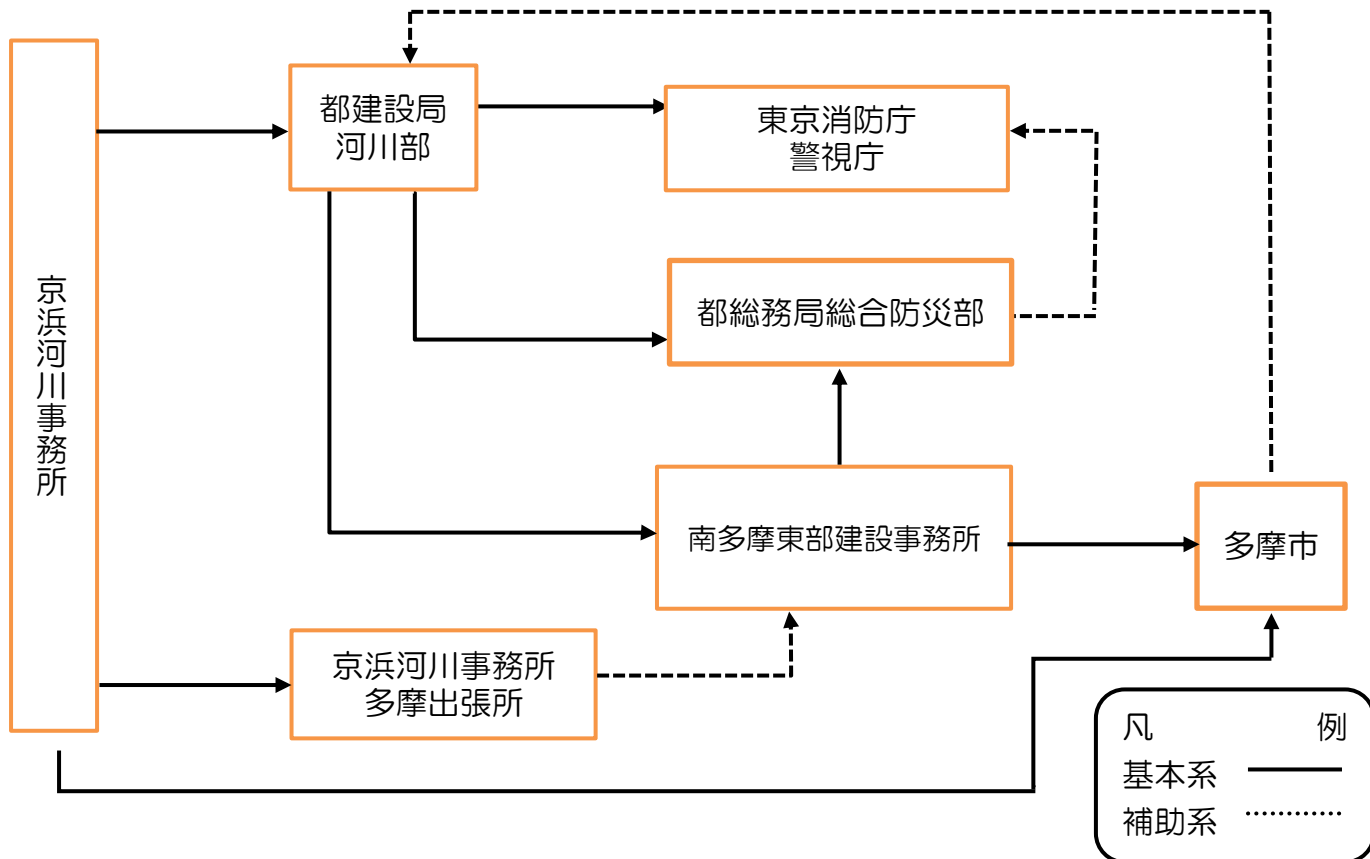
### 3 水位周知河川発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	零点高
大栗川	報恩橋	多摩市 連光寺	1.30m	2.00m	2.00m	2.50m	3.69m	A.P.+ 47.00m

#### 4 伝達系統

<水位周知河川伝達系統図>

○ 大栗川氾濫警戒情報、氾濫危険情報（報恩橋）



※ 東京都建設局河川部からの伝達が途絶した場合は、東京都総務局総合防災部は、多摩市に伝達する。

(「東京都水防計画」より抜粋)

## 6 水防警報河川(国管理)

国土交通省は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

### 1 種類、内容及び基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</li> <li>○ 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。</li> </ul>
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき</li> <li>○ 水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超える恐れがあるとき</li> </ul>
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 氾濫注意水位を超える恐れがあるとき。水位、流量など河川状況で必要と判断されたとき</li> </ul>
指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 氾濫警戒情報が発表されたとき。</li> <li>○ 氾濫注意水位を越えて災害の起こるおそれがあるとき</li> </ul>
解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 氾濫注意水位以下に下がったとき。氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。</li> </ul>
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況により必要と認めるとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</li> </ul>		

2 河川、区間、基準地点、担当事務所

河川名	水防警報区		基準地点	担当河川事務所
多摩川	左岸	自 青梅市大柳 1575 番地先 至 福生市福生大字熊川南 134 番地先	調布橋	京浜
	右岸	自 青梅市畑中 1 丁目 18 番地先 至 あきる野市小川東 1 丁目 1 番地先		
	左岸	自 昭島市拝島町 3 丁目 1549 番地先 至 国立市泉 2 丁目 6 番地先	日野橋	
	右岸	自 八王子市高月町 2402 番地先 至 日野市落川 1397 番地先		
	左岸	自 府中市四谷 6 丁目 58 番地先 至 狛江市駒井町 3 丁目 434 番地先	石原	
	右岸	自 多摩市一ノ宮 1 丁目 45 番地先 至 神奈川県川崎市多摩区宿河原 7 丁目 2246 番地先		
	左岸	自 世田谷区喜多見町 2 丁目 4540 番地先 至 大田区仲六郷 4 丁目 29 番地先	田園調布 (上)	
	右岸	自 神奈川県川崎市多摩区堰 1 丁目 429 番地先 至 神奈川県川崎市川崎区本町 2 丁目 13 番地先		
	左岸	自 大田区東六郷 3 丁目 25 番地先 至 海	多摩川 河口	
	右岸	自 神奈川県川崎市川崎区旭町 1 丁目 3 番地先 至 海		
浅川	左岸	自 八王子市中野上町 4 丁目 3895 番地先 至 幹川合流地点	浅川橋	
	右岸	自 八王子市元本郷 4 丁目 483 番地先 至 幹川合流地点		
大栗川	左岸	自 多摩市関戸 3 丁目 16 番地先 至 幹川合流点	ほうおんぼし 報恩橋	
	右岸	自 多摩市関戸 5 丁目 1 番地先 至 幹川合流点		

3 発表基準水位

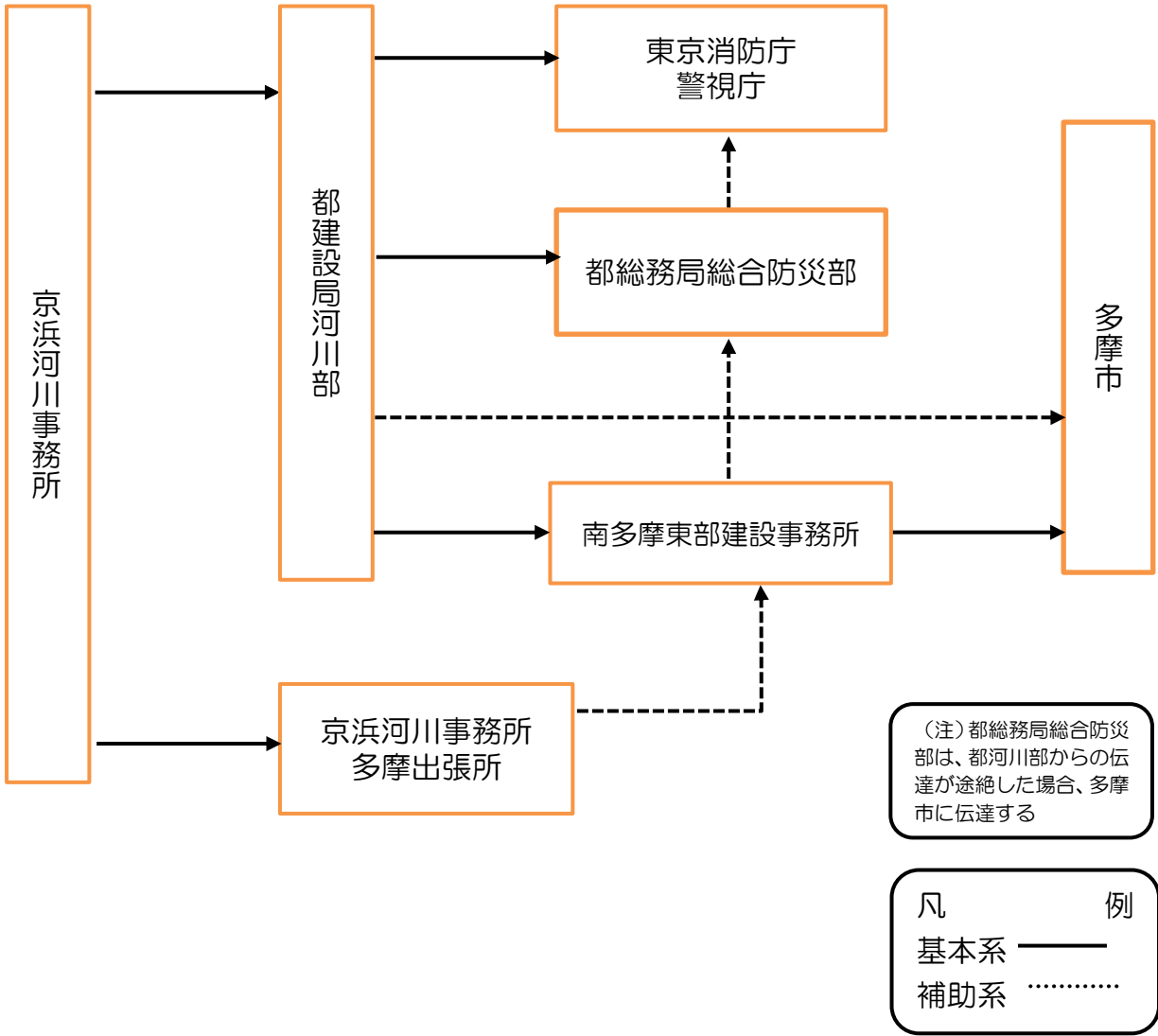
河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画 水位	画 高位	零 点 高
多摩川	調布橋	青梅市 上長湫	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m		A.P.+ 148.500m
	日野橋	日野市 大字日野	2.00m	2.80m	—	3.60m	4.71m		A.P.+ 65.200m
	石原	調布市 多摩川 3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m		A.P.+ 27.420m
	田園調布(上)	大田区 田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m		A.P.+ 0.000m
	多摩川河口	神奈川県 川崎市川 崎区殿町	2.30m	2.80m	—	3.80m	3.80m (計画高潮位)		A.P.+ 0.000m
浅川	浅川橋	八王子市 大横町	1.90m	2.20m	2.20m	2.60m	3.58m		A.P.+ 112.50m
大栗川	報恩橋	多摩市 連光寺	1.30m	2.00m	2.00m	2.50m	3.69m		A.P.+ 47.000m
		水防警報 の目安	待機	出動	指示				



4 警報伝達

<水防警報伝達系統図>

- 多摩川水防警報 (石原)
- 大栗川水防警報 (報恩橋)



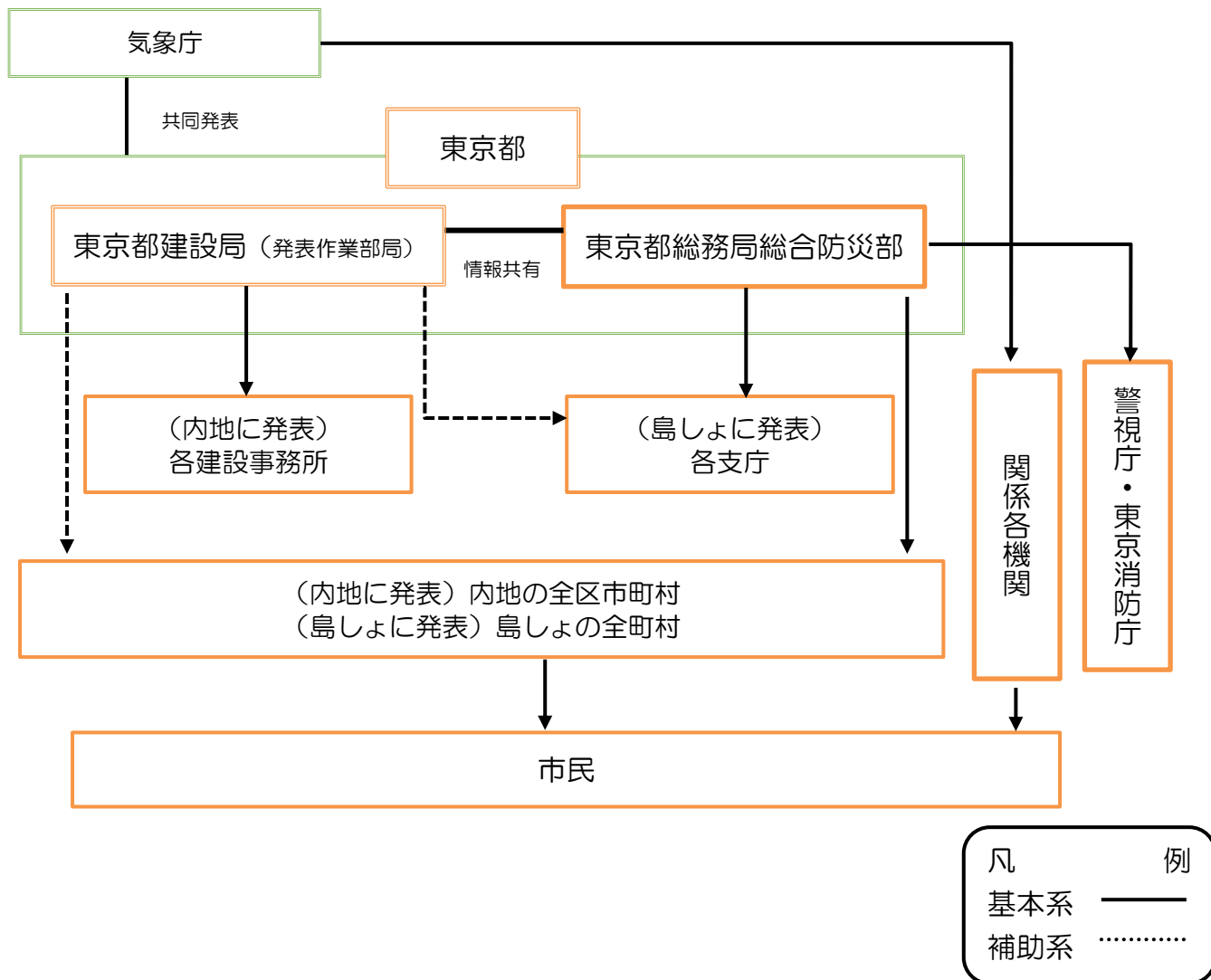
※ 凡例のうち、基本系は、法令の定めによる伝達系統。補助系は、確実な伝達を図るための重複系統

(「東京都水防計画」を基に一部修正)

### 5 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は（後日修正）

<土砂災害警戒情報伝達系統図>



(「東京都水防計画」より抜粋)

### 6 ダム放流通報

ダムの設置者は、洪水が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない。またダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生じるときは、水害を未然に防止する観点から、あらかじめ関係都道府県知事、関係市町村長、関係警察署長に通知し、さらに一般にも周知するための措置をとらなければならないことになっている。

○ 市に関するダムの放流通報は、次のとおりである。

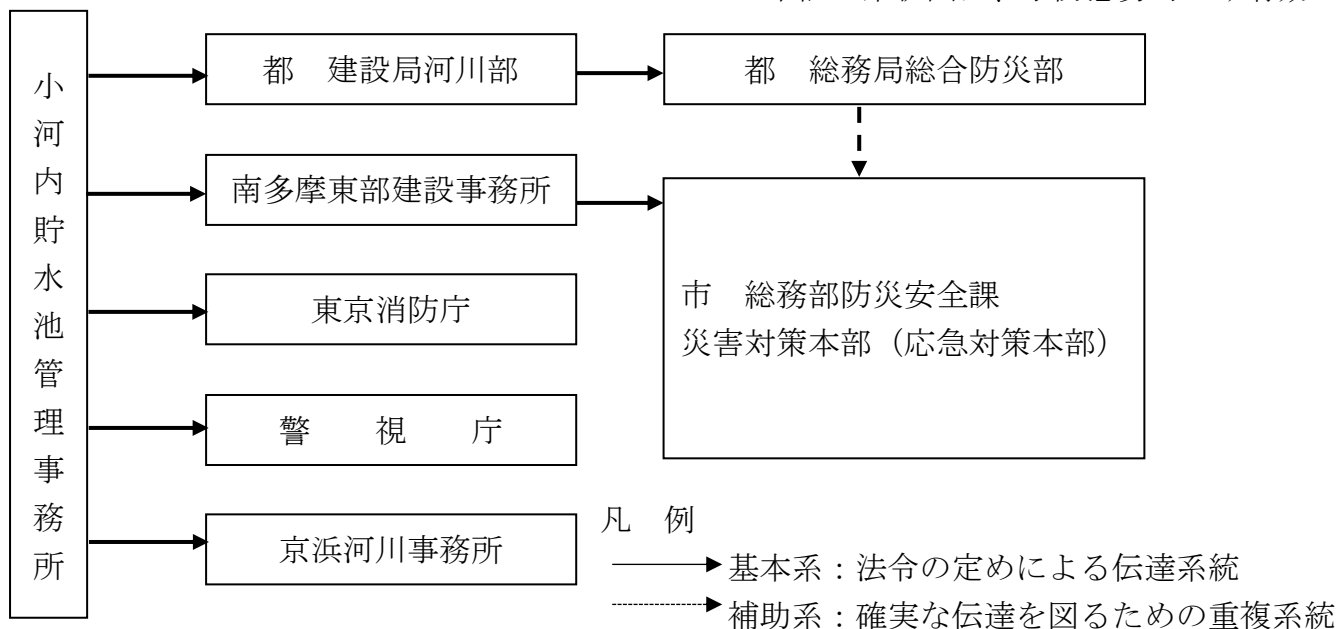
- ・ 小河内ダム放流通報（東京都水道局）
- ・ 羽村投渡堰通報（東京都水道局）

○ 市に関するダムの放流通報は、次のとおりである。

- 小河内ダム放流通報（東京都水道局）
- 羽村投渡堰通報（東京都水道局）

<小河内ダム放流通報（東京都水道局）の伝達系統図>

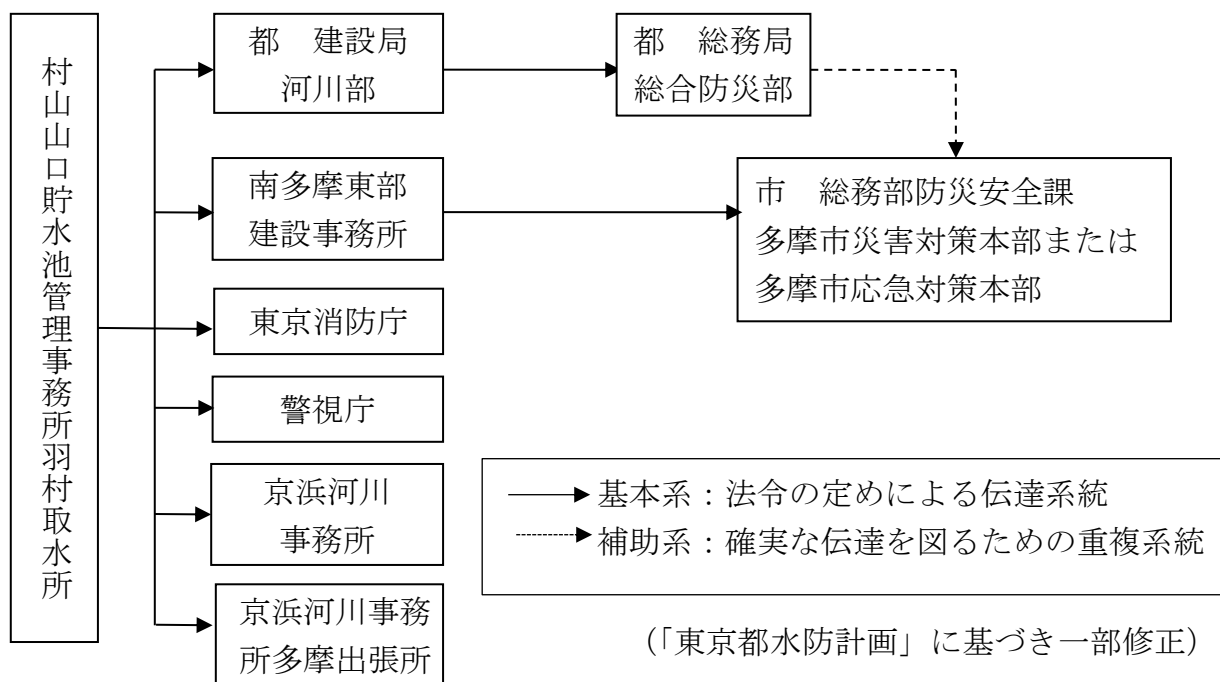
下記の系統図は、水防態勢時のみ有効



(「東京都水防計画」に基づき一部修正)

<羽村投渡堰通報(通報(東京都水道局)の伝達系統図>

下記の系統図は、水防態勢時のみ有効



## 第2節 水防機関の活動

### 1 市の態勢及び活動

市長（以下「水防管理者」という）は、気象状況等により洪水の恐れがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

- 河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して、必要な措置を求めること。
- 気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずること。
- 巡視地点（京浜河川事務所「洪水対策計画書」より）は以下の通りである。
  - ・ 多摩川・・・関戸橋・新関戸橋付近
  - ・ 大栗川・・・合流地点より下流（右岸、左岸伴に） 詳細は、資料編を参照
- 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- 水防管理者は、次の場合直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請する。

#### 1 準備

- 水防警報により、待機、又は準備の警告があったとき。
- 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇の恐れがあり出動の必要が予想されたとき。

#### 2 出動

- 水防警報により、出動、又は指示の警告があったとき。
- 水位が氾濫注意水位に達し、溢水の恐れがあるとき。
- その他水防上必要と認められたとき。
  - ・ 水防管理者及び水防団長は、水防のためやむをえない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
  - ・ 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは直ちに関係機関に通知すること。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。
  - ・ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、水防団長、水防団員、又は消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。この場合、遅滞なく多摩中央警察署長に、その旨を通知しなければならない。
  - ・ 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
  - ・ 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し応

援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

- ・ 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

## 2 多摩市消防団

### 1 消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

### 2 水防非常配備態勢

多摩市消防団災害活動基準による。

### 3 通報・報告

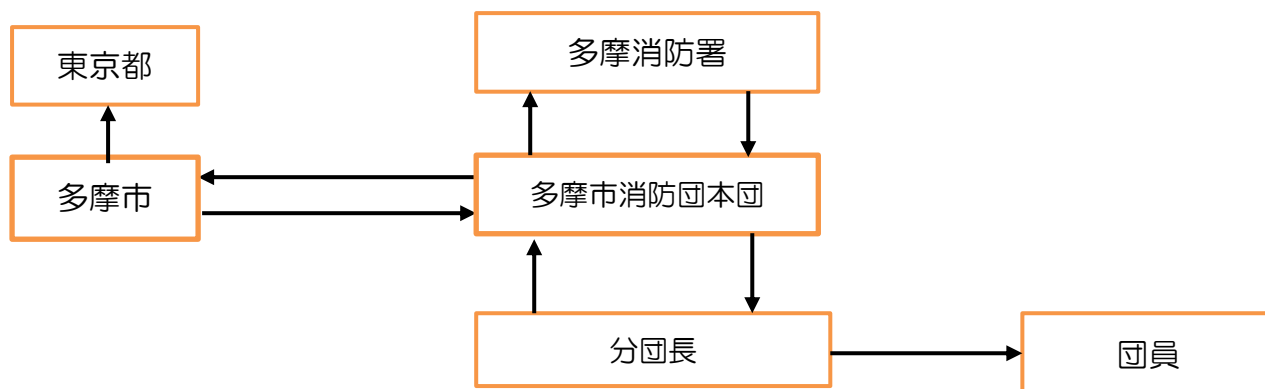
- 団員は、水災の発生する恐れがあると認められる異常な現象を発見したとき、または水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団長（団本部）に通報しなければならない。
- 団長（団本部）は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに水防管理者及び消防署長に通報する。
- 団長（団本部）は、監視警戒及び水災現場へ団員に出場を指示した場合は、速やかに出動場所、出動分団、出動人員を水防管理者及び消防署長に通報する。分団長から監視警戒及び水災現場に出動した旨報告があった場合も同様とする。

### 4 出動の指示

- 団長は、水災の発生する恐れがあると認められるとき、若しくは発生したときまたは分団から通報を受けたときは、水防管理者及び消防署長と協議し必要な団員に出動を指示する。
- 分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生する恐れが認められるとき、または被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

## 5 指示等の伝達

団本部の指示または分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。



## 6 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報に協力する。

## 7 消防団の出場基準を、気象や河川の状況を考慮し、次のとおり実施する。

	消防団の態勢	河川状況	気象状況
待機	自宅に待機し、必要に応じ直ちに 出動できる態勢	今後、水防団待機水位へ 到達が見込まれる時	気象に関する警報が発令 された時
準備	消防団器具置場にて待機し、水防 に関する情報連絡及び水防資器材 の整備点検等消防団の出動の準備 態勢	水防団待機水位に到達し た時	台風の上陸や、継続的に 1時間50ミリ以上の降雨 が見込まれる時
出動	河川等見回り及び水防現状に出動 する態勢	氾濫注意水位に到達した 時	市内に倒木や道路冠水が 発生した時
解除	水防活動が終了した態勢	水防団待機水位を下回る など、これ以上水位の上 昇が見込まれない時	気象に関する警報が解除 された時

## 8 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に被害の発生が認められたとき、または被害が発生した場合は、分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させる。この場合、分団長は、出動した場所及び被害状況、応援部隊の要否並びに出動団員数を速やかに団長（団本部）に報告しなければならない。

## 9 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険な場所の通報及び情報等があったときは、分団長は、団長（団本部）に報告し、監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じる。この場合、監視及び警戒の状況を適時、団長（団本部）に報告する。

### 10 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団長(団本部)に報告する。

## 3 水門、せき堤の操作

### 1 水門、せき堤の操作

水門、せき堤の操作は、管理者を責任者とし、職員を補助者として定め樋管の開閉のため配置する。

### 2 水門等の樋管の閉鎖

洪水等の恐れのある場合には、河川からの逆流を防止するため、補助者をして状況を的確に把握させ、それぞれの分担する水門等について責任者と協議のうえで樋管の閉鎖を行う。

### 3 施設名等

施設の名称等は、次の表のとおりとする。

施設名	河川名	場 所	管 理 機 関			操作先
			住 所	機 関 名	電 話	
小河原排水樋管	大栗川	関戸3-16 (新大栗橋下40m)	横浜市鶴見区 鶴見中央 2-18-1	国土交通省 関東地方整備局京浜河川事務所	045 (503) 4013	多摩市 下水道課
			稲城市大丸 3117-1	同上 多摩出張所	042 (377) 7403	
大川排水樋管		関戸3-19	多摩市関戸 6-12-1	多摩市 下水道課	042 (375) 8111	多摩市 下水道課
大栗排水樋管		連光寺1-1-9(桜ヶ丘延寿ホーム下流)				
古茂川排水樋管		関戸4-53				
東寺方排水樋管	東寺方1-25-5					

## 4 監視及び警戒

洪水の恐れがあるときは、担当を定めて係員を派遣し、河川堤防等を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。また、状況によっては、警戒員を配置して事態に即応した措置を講ずる。

## 5 水防資器材等の整備

- 市は、市内における水防を十分に果たせるよう、水防器具資材及び装備を準備し、整備しておく。
- 市は、あらゆる非常事態を想定し、資材の確保を図るため関係各所との連絡経路、資材の輸送手段等をあらかじめ調査し、万全の措置を講じておく。

## 6 決壊(越水)時の処置

### 1 決壊(越水)の通報及びその後の措置

- 警戒員、その他の者からの連絡報告等により決壊を確認したとき、またはこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者または消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部(都建設局)に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとる。
- 決壊後といえども、水防管理者及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

### 2 立ち退き

- 洪水等による著しい危険が切迫していると認められるとき、市長又はその命を受けた者は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線等その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。
- この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

### 3 避難誘導

- 立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者及び消防機関と協力して救出又は、避難誘導する。
- また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

## 7 費用負担及び公用負担

### 1 費用負担

- 水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。
- また、区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該



水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。

- 負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。

## 2 公用負担権限

### (1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(水防法第 28 条)

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹木その他の資材の使用・収用
- 車両その他の運搬用機器の使用
- 工作物その他の障害物の処分

### (2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次の証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すること。

公用負担権限委任証明書	
第	号
身分 氏 名	
上記の者に○○区域における水防法第 28 条第 1 項に定める公用負担の権限行使を委任したことを証明する。	
年	月 日
水防管理者又は消防機関の長 氏 名 印	

(3) 公用負担命令票

- 公用負担の権限を行使するときは、次の公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付するものとする。
- ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理する。

公 用 負 担 命 令 票 住 所 氏 名 第 号 負 担 者				
物 件	数 量	負担内容 (使用、収用、処分等)	期 間	摘 要
水防法第 28 条の規定により右物件を収用 (使用または処分) する。  年 月 日  <div style="text-align: right;">命令者身分 氏 名 印</div>				

3 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価により、その損失を補償するも。(水防法第 28 条)

## 第6章 避難者対策

風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。

避難準備情報、勧告・指示の発令時には、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。大規模な風水害が発生した場合の避難者対策は、第2部第9章を準用する。

### 第1節 避難体制の整備

#### 1 主な機関の避難者対策

活動段階	事前情報収集期 主として、気象情報等の収集及び連絡、事態に応じた配備態勢の指示連絡等が行なえる態勢	情報監視期 注意報等の受信・伝達、今後の予測、態勢の確認など	情報連絡期 警報の受信、応急対策、避難所準備	災害即応期 発災、被害の把握、緊急対策など ★発災	応急対応期 災害救助法の適用、応急対策など
多摩市	○気象情報把握・状況の監視		○避難準備情報の発令 ○避難指示 ○都へ状況報告 ○避難所・二次避難所の開設・運営	○被害状況調査 ○避難者把握 ○ボランティアの受入 ○被災地域外へ移送要請	○被災者の生活支援活動 ○被災地域外へ移送

活動段階	事前情報収集期 主として、気象情報等の収集及び連絡、事態に応じた配備態勢の指示連絡等が行なえる態勢	情報監視期 注意報等の受信・伝達、今後の予測、態勢の確認など	情報連絡期 警報の受信、応急対策、避難所準備	災害即応期 発災、被害の把握、緊急対策など ★発災	応急対応期 災害救助法の適用、応急対策など
気象庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報の発表</li> <li>○気象解説ホットライン（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○注意報発表（大雨・洪水など）</li> <li>○警報発表（大雨・洪水など）</li> <li>○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別警報発表（大雨など）</li> <li>○指定河川洪水予報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○記録的短時間大雨情報の発表</li> </ul>	

## 2 避難体制の整備

### 1 発災時に備えた地域の実情把握

- 多摩市は、地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討する。
- 多摩市は、避難指示を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

### 2 避難指示等発令基準の整備

- 多摩市は、内閣府が令和3年に公表した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難判断等に関するマニュアルを整備するとともに、常に、更新に努める。
- 多摩市は、避難区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備する。

### 3 避難先の整備

- 多摩市は、平常時から、商業施設や神社・仏閣の境内などの一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- 多摩市は、指定緊急避難場所・指定避難所等の指定を進める。

- 多摩市は、被災者の移送等の実施が円滑に図れるよう、近隣自治体、地方公共団体、民間企業等と災害時応援協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

#### 4 避難所の運営等

- 多摩市は、効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、地域住民に対し都と連携を図りながら周知していく。
- 新型コロナウイルス感染対策を踏まえ、避難所設営・運営方法について、習熟を図るとともに、地域住民へ避難所での過ごし方を踏まえた、避難方法について周知を図っていく。
- 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する避難所の指定及び住民への周知を図る。

### 3 避難指示等の判断・伝達

#### 1 高齢者等避難または避難指示など

- 内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン」によると、立ち退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。

##### (1) 洪水等（洪水、内水氾濫）

- 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
- 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより屋内安全確保をとるのみでは、命に危険が及ぶおそれがある場合
- 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶ恐れがある場合（住宅地下室地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）
- ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

#### 2 土砂災害

- 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
- 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

##### ※ 参考

- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し

指示できるようになった(第60条第1及び第3項)。

- これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動(垂直避難)したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。
- 避難情報と取るべき避難行動について、お年寄りや子どもにも解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

## 4 避難指示等の措置

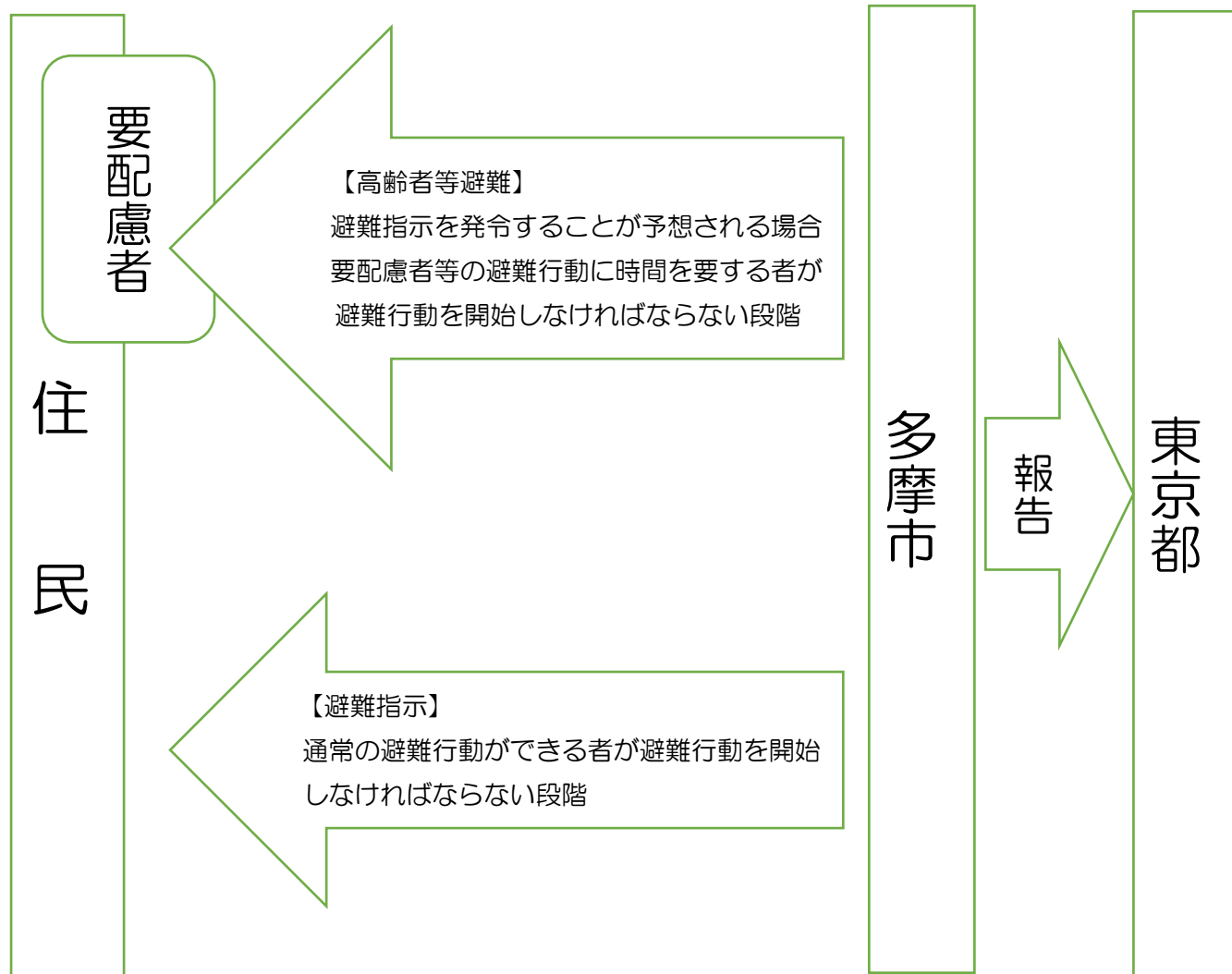
### 1 避難指示等一覧

措置		根拠	発令者
		地域防災計画等	区市町村長
避難指示等	避難のための立ち退き指示 屋内での避難等安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第1項 及び第3項	区市町村長
	(区市町村長が指示できない、若しくは求めるとき) 避難のための立ち退き指示 屋内での避難等安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	警察官及び海上保安官
	避難のための立ち退き指示	水防法第29条	水防管理者
		水防法第29条 地すべり等防止法第25条	知事及びその命を うけた職員

### 2 主な機関の役割

機関名	内容
多摩市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難・避難指示の発令</li> <li>○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認</li> <li>○ 水防法に基づく避難指示</li> </ul>
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の多摩市への通報</li> <li>○ 被災状況を勘案し必要な情報を多摩市、関係機関に通報</li> <li>○ 高齢者等避難・避難指示の伝達</li> </ul>
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある場合には、区市町村に協力し早期に避難の指示、指導</li> <li>○ 避難行動要支援者に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導</li> <li>○ (多摩市長が避難指示できない場合等)警察官による避難指示</li> <li>○ 住民の避難誘導</li> </ul>

【避難情報】



(1) 多摩市

- 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 区域内において危険が切迫した場合には、市長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等をするとともに、速やかに都本部に報告する。
- 水防法第 29 条に基づき、水防管理者として河川の氾濫等による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者

が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

- 内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に策定した避難基準に基づき、避難情報を発令する。
- 平常時から地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

## (2) 多摩中央警察署

- 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。
- 危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。

## 5 避難指示等の発令基準等

### 1 避難指示等の発令基準等の作成

#### (1) 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

避難指示等の判断基準等

- 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成  
多摩市は、内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン」を参考に、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を整備する。  
多摩市は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

#### (2) 避難に要する時間を見込んだ避難指示等の発令

- 多摩市はそれぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難指示等を発令する。

#### (3) 避難指示等発令時の注意点

- 空振りをおそれず、早期に発令すること。
- 気象情報、水位・雨量、災害対策本部情報などを随時、放送で住民に情報提供して、危険が高まっていることを十分に周知すること。
- 危険を感じたら早めに避難するように促す。
- 平素より、高齢者等避難、避難指示の発令基準を住民に周知しておく。



＜避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動＞

(内閣府「避難情報に関するガイドライン」より)

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や、避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>

## 2 洪水における避難指示等の発令基準

### (1) 多摩川・大栗川（国直轄）

以下のいずれかの要件に該当し、総合的に判断して、避難指示等を発令する。

発令名	判断基準
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 基準水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</li> <li>□ 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</li> <li>□ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>□ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認）</li> <li>□ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</li> </ul> <p>※ 警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合</li> <li>□ 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</li> <li>□ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>□ 小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> <li>□ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 （夕刻時点で発令）</li> <li>□ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</li> <li>□ 基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</li> <li>□ 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</li> </ul>

発令名	判断基準
	<input type="checkbox"/> 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 <input type="checkbox"/> 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※ 小河内ダムが放水している場合は、上流の水位上昇や気象情報などを十分に観察し、怪しければ避難情報の発令に踏み切ること
水防団の出動	<input type="checkbox"/> 水位が、氾濫注意水位に到達し、かつ付近の河川の水位が上昇している場合 <input type="checkbox"/> 水位が、水防団待機水位に到達し、かつ、付近の気象情報、降水短時間予報で、さらに1時間当たり50ミリ以上の降雨が予想される場合
水防団の待機	<input type="checkbox"/> 水位が、水防団待機水位に到達し、かつ付近の河川の水位が上昇している場合

(2) 乞田川・大栗川（都管理）

以下のいずれかの要件に該当し、総合的に判断して、避難指示等を発令する。

発令名	判断基準
緊急安全確保	（災害が切迫） <input type="checkbox"/> 水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達した場合 <input type="checkbox"/> 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <input type="checkbox"/> 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） <input type="checkbox"/> 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） <input type="checkbox"/> 警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる。
避難指示	<input type="checkbox"/> 水位観測所の水位が警戒水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4 相当情報[洪水]） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、時間雨量が50mm以上となる場合）

発令名	判断基準
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li><input type="checkbox"/> 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li><input type="checkbox"/> 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する</p>
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 水位観測所の水位が注意水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上流の水位が上昇している場合</li> <li>② 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</li> <li>③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、時間雨量が 50 mm 以上となる場合）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li><input type="checkbox"/> 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>
水防団の出動	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 水位が、注意水位に到達する可能性が十分に考えられ場合</li> </ul>

### 3 土砂災害における避難指示等の発令基準

#### (1) 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。具体例としては、川を隔てた地域ごと、校区をまとめた地域、東部・西部等

の地域といったものが考えられ、各地域には複数(場合によっては単数もあり得る)の土砂災害警戒区域等が含まれることとなる。避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。

例えば、土砂災害を警戒するための避難情報の発令対象区域を例に挙げると、大雨警報(土砂災害)の危険度分布の警戒レベル4相当情報「非常に危険(うす紫)」や警戒レベル3相当情報「警戒(赤)」が表示されているメッシュと、ハザードマップ上の土砂災害警戒区域等とが重なった地域に、警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難を発令することが基本である。

## (2) 避難指示の発令を判断するための情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難情報発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害の危険度分布(最大2~3時間先までの予測雨量をもとに土砂災害の危険度を計算)」が判断の材料となる。

土砂災害に関する防災気象情報は以下のとおり。

気象情報	発令基準連	備考
大雨警報(土砂災害)	警戒レベル3高齢者等避難の発令基準例	大雨注意報において、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。
土砂災害警戒情報	警戒レベル4避難指示の発令基準例	
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	避難情報の発令基準例	1kmメッシュで、気象庁により提供されている 危険度の判定には2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を使用
土砂災害危険度情報	避難情報の発令基準例	1~5kmメッシュで、都道府県により提供されている
大雨特別警報(土砂災害)	警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例	

※ 大雨警報(土砂災害)・土砂災害警戒情報・大雨特別警報(土砂災害)は、市町村を基本とした単位で発表されるが、避難情報の発令対象区域は、適切に絞り込む必要がある。

※ 大雨警報(土砂災害)・土砂災害警戒情報は、土地を1kmメッシュの格子単位で区切った場所毎の60分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況を評価し、発表区域(市

町村であることが多いため、以下では市町村で発表することを前提に記述する)に係るメッシュのいずれか一つでも基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表されている。しかし、発表された市町村内における危険度には地域差があることから、市町村は、あらかじめ設定した避難情報の発令単位と土砂災害の危険度分布とを参照し、避難情報の対象区域及び発令の判断をする必要がある。

ただし、「土砂災害の危険度分布」の計算は累積雨量とその時点から最大 2～3 時間先までの予測雨量をもとに計算されていることから、3～4 時間以上先の状況を勘案したものではない。このため、短時間に発達する局地的な大雨があった場合、警戒レベル3高齢者等避難を発令した後、時間をおかずに土砂災害発生への警戒を要する場合もあることを認識する必要がある。

また、土砂災害の危険度分布は 3 時間以上先の状況を評価出来ないため、降水短時間予報、府県気象情報、大雨警報(土砂災害)・注意報に記載される警報級の時間帯や予想される 24 時間降水量等を参考に、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、警戒レベル3高齢者等避難又は警戒レベル4避難指示の発令を検討する必要がある。

大雨特別警報(土砂災害)は、警戒レベル4避難指示に相当する気象状況の次元をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その時点では、既に避難情報が発令されているものと想定され、また、既に災害が発生している蓋然性が極めて高く、土砂災害警戒区域など災害リスクのある区域等からまだ避難できていない場合は、命の危険があるため、直ちに身の安全を確保する必要があり、想定しうる最大規模の災害を考慮し、通常、災害が起きないと思われているような場所においても災害の危険度が高まることに留意する。

### (3) 発令基準

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。

種 別	対象情報
緊急安全確保 (土砂災害) 【警戒レベル5】	(災害が切迫) 1. <b>大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発令された場合</b> (※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、 <b>警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと</b> ) (災害発生を確認) 2. 土砂災害の発生が確認された場合 ※ 発令基準例1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2の災害発生を確認しても、同一の居住

種 別	対象情報
	<p>者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況を考慮する</p>
<p>避難指示 【警戒レベル4】</p>	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、<u>警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと</u>）</li> <li>2. 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）となった場合</li> <li>3. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>4. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> <li>5. 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> </ol> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>
<p>高齢者等避難 【警戒レベル3】</p>	<p>1～2のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>2. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ol> <p>注 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。 このため、上記の判断基準例1において、高齢者等の避難行動の完了</p>

種 別	対象情報
	<p>までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討してもよい。</p>

#### 4 指定緊急避難場所・指定避難所

##### (1) 避難の考え方

「避難」とは難を避ける行動のことであり、避難所に行くことだけが避難ではない。

- 避難所以外の避難（分散避難）も選択肢である。
- 災害時には、避難所に行くことだけが避難ではないため、在宅避難やホテル、親戚や知人宅への避難も選択肢の一つである。自宅が頑丈な建物の高層階や危険な区域でないなど、安全が確保されている場合は自宅に留まるべきである。
- 新型コロナウイルス等の感染リスクのある状況では、ホテル、親戚や知人宅への避難は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を避けるためにも有効である。

#### 5 避難所避難以外の避難方法

##### (1) 在宅避難

在宅避難とは、避難所は収容人数に限界があることから、発災後も、自宅等に留まり、身の安全を図るとともに、被災生活を送ること。

##### (2) 縁故避難

縁故避難とは、避難先は指定避難所だけではなく、同じ災害に遭遇しない程度離れている、安全な親戚や・知人宅等へ避難し、被災生活を送ること。

発災後、もしくは、発生の恐れがある場合に、避難することができる親せきや知人等と、お互いに避難する事を確認する等、事前に連絡を取っておく。

##### (3) 車両避難

車両避難は、家族同士など、限定された関係性であり、プライバシーの確保や他の避難者と接触を極力控える事が可能となる。

避難の分散及び避難場所の確保が図るため、車両避難の促進を検討する。

エコノミークラス症候群等、健康リスクへの対策も併せて検討を行う。

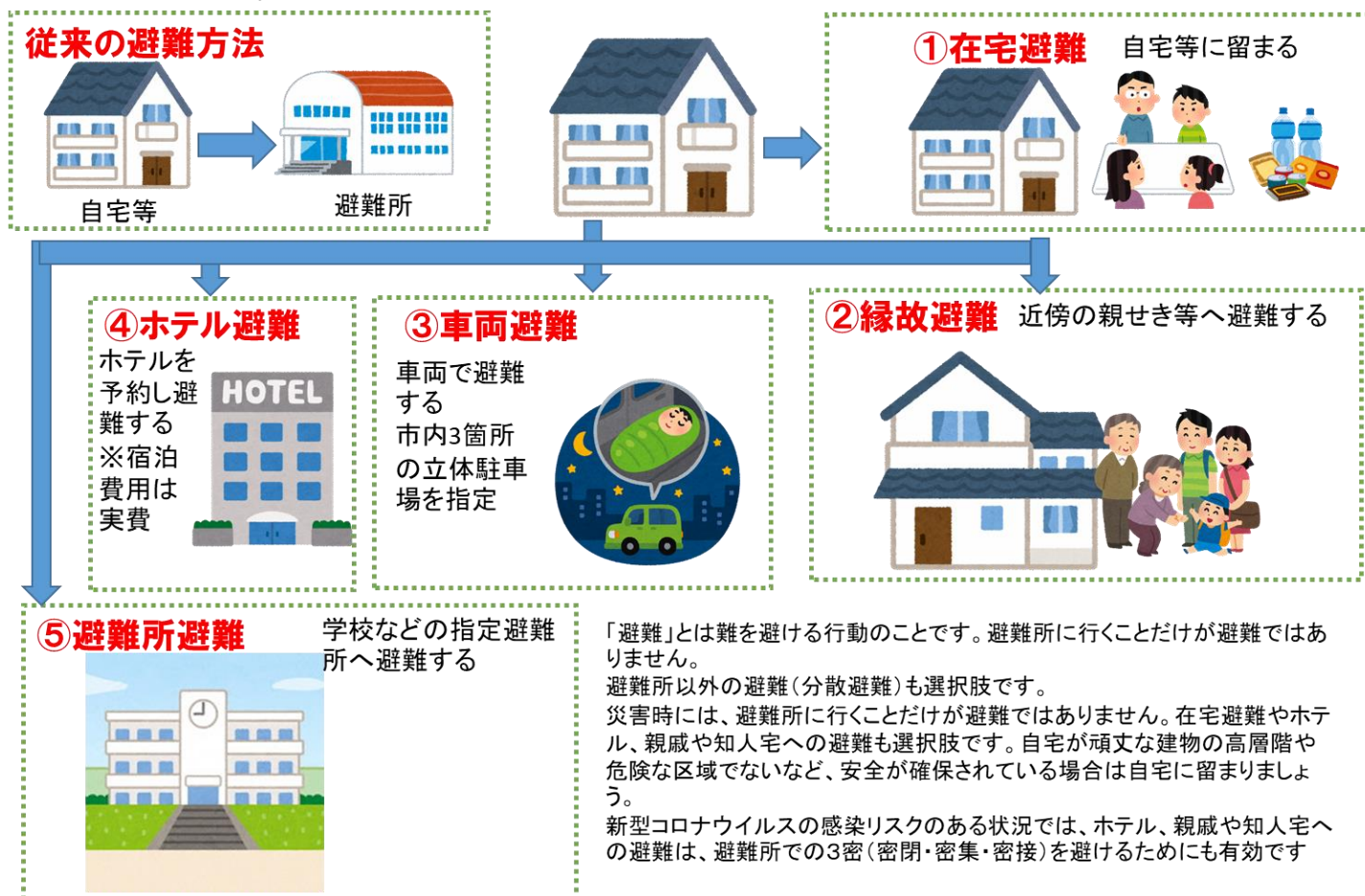
#### 6 避難所での受け入れ

- 指定避難所等は、自宅が水没する等、避難を余儀なくされた市民を受け入れる施設である。
- 市民は、可能な限り、在宅で避難できるような備えを行う。
- 市民は、感染症等を踏まえ、あらゆる避難方法を検討する。
- 市民は、水害からの避難に対しては、食糧や身の回りの生活用品などを持って避



難できるよう、日頃から、準備を行う。

- 市民は、大規模災害からの避難において、相互に協力する。
- 多摩市と市民は、要配慮者に対して積極的に支援の手を差し伸べる。
- 多摩市と市民は、自宅が倒壊するなど、生活の継続が困難な市民を確実に避難所で受入れる。



## 7 避難行動

### 1 市民による避難行動

- 市民は、多摩市や気象庁など、防災関係機関が発表する避難に関する情報から、自らに危険が及ぶ前に、自主的に避難を行う。
- 風水害における避難は、徒歩を原則とする。ただし、以下の理由によりやむを得ず、車両での避難を実施する場合がある。
- 身体障がい者・高齢者・乳幼児など、降雨時の徒歩避難が困難及び危険と思われる方
- 避難所までの距離が遠い方

## 2 避難体制の整備

- 自主防災組織又は自治会（管理組合等）の単位で、避難時における集団の形成や、それぞれの役割について、各地域の実情を踏まえ、あらかじめ定めておくようにする。
- 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずる。措置内容はおおむね次のとおりである。
  - ・ 避難場所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
  - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
  - ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、緊急医療救護所・避難所救護所の設置及び、医師・看護師等を確保する。
  - ・ 避難所の衛生保全に努める。
  - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
  - ・ 避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
  - ・ 効率的・効果的な避難を実現するため、浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域、避難場所や避難所などを掲載した、ハザードマップを作成し・配布を行い周知していく。
  - ・ 避難所運営マニュアルの中に防火安全対策と防火担当責任者を定め、火気管理、消防用の設備の維持管理及び使用方法等を徹底する。

## 3 避難所に関する啓発

- 避難所での避難生活は、集団生活であるため、自宅のように自由に振舞うことができない。また、プライバシーの確保にも一定の限界がある。更には、発災初期においては、毛布などの生活用品も十分には行き届かない可能性もあることから、食糧や身の回りの生活用品等を持ち出して避難所へ避難する事を啓発する。
- また、自宅に比べ、避難所生活とは、大変な不便を余儀なくされる。そこで、自宅等で避難生活が送れるような備えについて、普及啓発を行う。
- 浸水想定区域内の自主防災組織・自治会等は、以下の事項を事前に地域内で相談し決めておくことを啓発する。
  - ・ 地域内での連絡方法。特に、要配慮者の連絡先の調査
  - ・ 地域内での集合場所
  - ・ 自分たちの車両を使って、要配慮者を避難させる方法
  - ・ 地域で要配慮者と一緒に避難する避難所を決める

## 4 近隣市との調整

市境に位置する指定避難所の開設、運営について、近隣市と調整を図る。

## 8 多摩市の指定状況

### 1 指定緊急避難場所一覧

凡例（指定緊急避難場所の使用について）

○・・・・使用可、×・・・・使用不可

	名称	場所	災害種別		
			土石流	がけ崩れ・ 地すべり	洪水
1	多摩第一小学校	校庭	×	×	×
2	多摩第二小学校	校庭	×	×	×
3	多摩第三小学校	校庭	×	×	×
4	連光寺小学校	校庭	○	○	○
5	北諏訪小学校	校庭	○	○	○
6	東寺方小学校	校庭	×	×	×
7	南鶴牧小学校	校庭	○	○	○
8	聖ヶ丘小学校	校庭	○	○	○
9	西落合小学校	校庭	○	○	○
10	大松台小学校	校庭	×	×	×
11	諏訪小学校	校庭	○	○	○
12	永山小学校	校庭	○	○	○
13	瓜生小学校	校庭	○	○	○
14	東落合小学校	校庭	○	○	○
15	貝取小学校	校庭	○	○	○
16	豊ヶ丘小学校	校庭	○	○	○
17	愛和小学校	校庭	○	○	○
18	多摩中学校	校庭	×	×	×
19	東愛宕中学校	校庭	○	○	○
20	和田中学校	校庭	×	×	×
21	諏訪中学校	校庭	○	○	○
22	聖ヶ丘中学校	校庭	○	○	○
23	鶴牧中学校	校庭	×	×	×
24	多摩永山中学校	校庭	○	○	○
25	落合中学校	校庭	×	×	×
26	青陵中学校	校庭	○	○	○
27	旧南豊ヶ丘小学校	校庭	×	×	×
28	帝京大学小学校	グラウンド	○	○	○

	名称	場所	災害種別		
			土石流	がけ崩れ・地すべり	洪水
29	都立永山高校	校庭	○	○	○
30	旧西落合中学校	グラウンド	○	○	○
31	旧豊ヶ丘中学校	校庭	○	○	○
32	市民活動・交流センター／多摩ふるさと資料館（旧北貝取小学校）	校庭	○	○	○
33	京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター せいせき立体駐車場	3階から最上階	—	—	○
34	京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターB館	2階ガレリア、コリドール	—	—	○
35	京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターA館	2階スカイプラザ	—	—	○
36	ヴィータ聖蹟桜ヶ丘	2階歩行者専用通路	—	—	○
37	ドキわくランド聖蹟桜ヶ丘店立体駐車場	2階から屋上	—	—	○
38	アクアブルー多摩	立体駐車場（300台）	○ (車両用)	○ (車両用)	○ (車両用)
39	総合福祉センター	立体駐車場（70台）	○ (車両用)	○ (車両用)	○ (車両用)
40	ベルブ永山	1階駐車場（40台）	○ (車両用)	○ (車両用)	○ (車両用)

その他の指定緊急避難場所は、震災編第2部第9章「避難者対策」を参照のこと

## 2 指定避難所

風水害及び土砂災害に対応するためし、以下の避難所を開設し、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域等に住む市民等を収容する。

	場所	避難可能場所	収容人数	新型コロナウイルス感染蔓延期の収容人数
1	連光寺小学校	体育館、特別教室、普通教室	390	280
2	南鶴牧小学校	体育館、特別教室、普通教室	460	320
3	東落合小学校	体育館、特別教室、普通教室	390	280
4	東愛宕中学校	体育館、特別教室、普通教室	350	280
5	聖ヶ丘中学校	体育館、特別教室、普通教室	380	300
6	青陵中学校	体育館、特別教室、普通教室	380	300
7	総合体育館	第1, 2, 4, 6, スポーツホール、 第1, 2 会議室 2階ホール	1, 000	690
8	武道館	武道場、会議室	320	250
9	関戸公民館	第1, 2, 3 会議室、市民ロビー、 ホワイエ	300	240
10	東電PWG研修センター	体育館	340	270
			4, 310	3, 210

## 3 自主避難に対応した指定避難所

風水害及び土砂災害の危険から、「高齢者等避難」の発令前から、自主的に避難する市民に対し、以下の避難所を開設する

	場所	避難可能場所	収容人数	新型コロナウイルス感染蔓延期の収容人数
1	総合体育館	第1, 2, 4, 6, スポーツホール 第1, 2 会議室 2階ホール	1, 000	690
2	武道館	武道場、会議室	320	250
			1, 320	940

## 4 避難所の拡充

### (1) 指定避難所の確保(拡充)

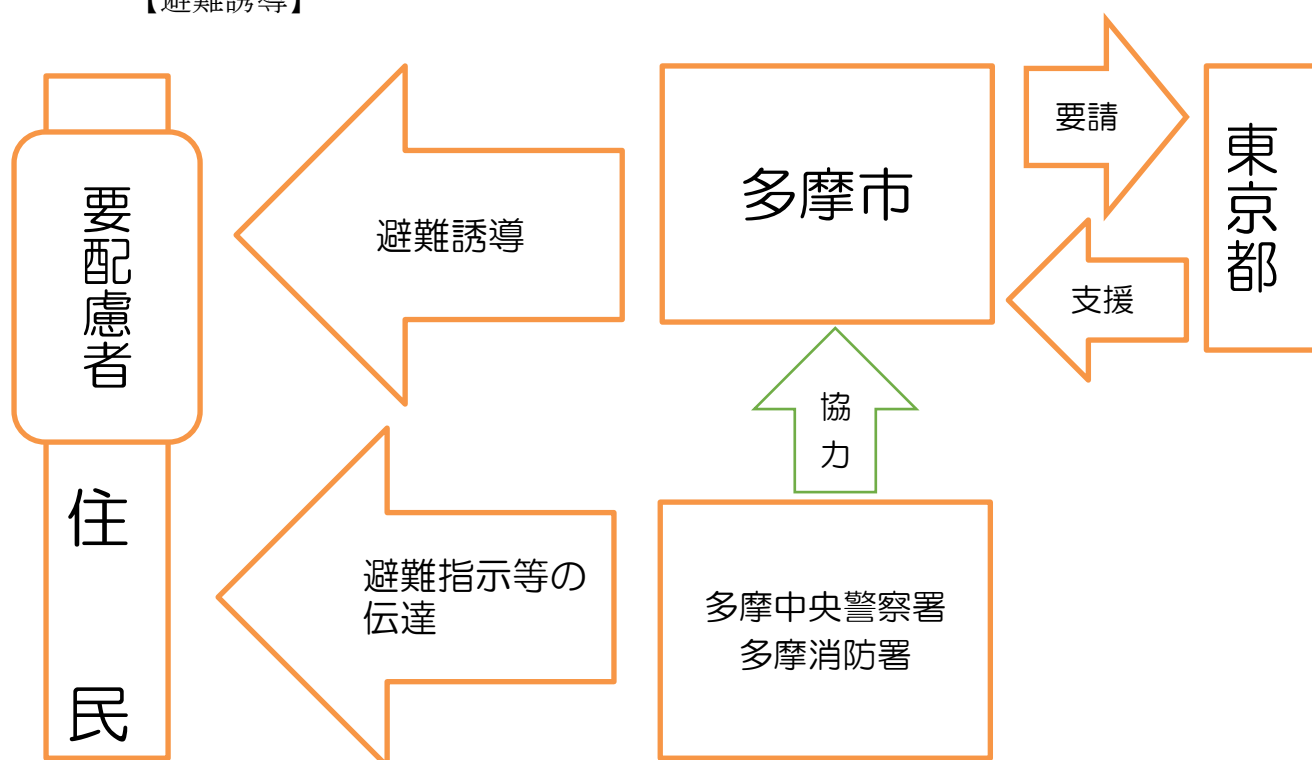
- 新型コロナウイルス感染対策から、小・中学校や公共施設において避難所を開

設する場合は、普通教室など、可能な限り使用できる場所を使用し、収容人数を増やす。

- 私立大学・都立学校・民間企業等と災害時応援協定を締結し、積極的に指定避難所として指定する。
- 民間マンションなどを避難者の一時受入れ施設（指定避難所に準じた施設）としての指定を検討する。

## 9 避難誘導

### 【避難誘導】



### 1 避難誘導

#### (1) 市民に対する避難誘導

- 多摩市は、避難の準備、勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。
- 多摩市は、避難の準備、勧告又は指示が出された場合、多摩中央警察署及び多摩消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、自主防災組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。

#### (2) 要配慮者に対する避難誘導

- 多摩市は、高齢者や障がい者等の要配慮者を、地域住民、自主防災組織等の協

力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

- 多摩市は、要配慮者の輸送方法について、事前に、災害時応援協定締結企業と円滑な避難輸送が実施できるよう協議を行う。
- 多摩市は、要配慮者に対する避難誘導対策として、以下の事項を検討する。
  - ・ 車いす対応の自動車を確保
  - ・ 介護サービス事業者との連携を図り、情報提供手段の確保
  - ・ 指定避難所又は、二次避難所へ搬送する場合の、介護・福祉バスとの連携
  - ・ 避難行動要支援者の名簿のシステム化（電子地図台帳化）の推進
  - ・ 地域における要配慮者の避難体制の整備
  - ・ 要配慮者の避難誘導は、現地の状況を把握していない市職員では機能しないことが想定される。そこで、要配慮者に近い人による支援体制を作り、円滑な避難体制の構築が必要であるため、以下の手法を検討する。
    - ・ 地元自治会、民生児童委員などによる安否確認
    - ・ 自治会(自主防災組織)や実情が分かる地元の人による避難誘導
    - ・ 避難行動要支援者避難支援個別計画の整備推進

## 2 避難所の混雑状況の確認

IoT を活用した避難所の混雑状況を可視化するシステムを導入し、避難する市民が、空いている避難所を自ら選べるような体制を整えた。

本システムは、各避難所の職員が専用ボタンを操作して、各避難所の混雑状況をリアルタイムに変更させ、災害時応援協定締結民間企業が提供



## 第2節 感染症対策

### 1 感染症流行時における避難所の設置

#### 1 全ての避難所の三密を防ぐ

避難所利用時の三密（密閉・密集・密接）を防止し、新型コロナウイルスが収束を

向かえなくても安心・安全な避難所を確保する

- 教室も使用し小規模な集団を形成できるようにする
- 机やイスを用いて避難生活空間の設計をする等、小集団に分区画化を検討する
- 避難空間の開放性を高めて、定期的な空気の入れ替えを行う
- 基本的に人と人との間隔を2m（ソーシャルディスタンス）取る
- 新しい行動様式を踏まえた避難所運営を行う

## 2 定員管理の徹底

多くの避難者を受け入れることは、三密を作り出すことになることから、新型コロナウイルスが避難所内で流行しないためにも、定員管理の徹底を行う

- 避難所ごとに、利用空間のレイアウトと受け入れ定員を設定する
- 定員数や優先的な受け入れなど、避難者に関する考え方を、地域住民と事前に検討を行う。
- 定員管理を行うことは、分散避難（在宅避難、縁故避難など）について、地域の全体の協力を得ておくことが必要。

## 3 避難所に関する対策

新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況では、今までと同様な避難所の設置運営は行えない。

「新しい日常」を取り入れ、今まで以上に衛生面に配慮しながら、感染症対策を講じ、避難所の開設を行っていく必要がある

### (1) 可能な限り多くの避難所確保

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、指定避難所の収容人数を考慮し、避難者を受け入れるスペースをより多く確保し、多く床面積を確保した避難所を開設する。

### (2) 指定避難所内の有効活用

- 体育館等が避難所となる学校施設では、普通教室等も活用する。
- 総合体育館などの学校施設以外の公共施設では、施設内において避難できる場所は、いかなる場所でも有効に活用する

### (3) 民間施設の活用

- 市内の企業が保有する施設について、災害時応援協定の締結により、災害時に使用できる仕組みの構築を図る
- 発想の転換を行い、会議室が多い施設は、家族単位での避難に適していることから、コロナ禍における指定避難所として指定を検討する
- 市内のホテルや宿泊施設の借用について、利用者を限定や受益者負担の観点も踏まえながら検討する

### (4) 指定避難所における収容人数の算定

- 2人/4.4㎡が感染症蔓延期の避難生活の基準となることから、面積確保を行う
- 収容人数の算定に当たっては、家族ごとに最低1mの距離を確保する。



(5) 避難所でのスペースの確保等

- 家族ごとに1m～2mの距離を確保できるようレイアウトや収容可能な人数について検討し、必要に応じて、パーティションやテントを活用できるよう準備を進める。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースを確保する。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースや専用トイレは、一般の避難者とは、ゾーンや動線を分けること。

(避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料【第2版】を参照)

4 避難者の健康管理体制の構築

(1) 保健師の派遣

避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、健康推進課より保健師を派遣し体調管理を行う体制を構築する

- 避難所に保健師等を派遣又は巡回させ、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図る。
- 発熱や咳等の症状がある者への対応について、南多摩保健所と協議し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、事前に南多摩保健所と、連絡体制の整備や対応方法等の検討を行う。
- 健康管理への啓発
- 手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかけるため、避難所に掲示する案内(ポスター等)を事前に準備する。

5 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者等のための専用スペースの確保(一部再掲)

(1) 専用スペース

- 発熱や咳等の症状が出た者及び濃厚接触者(疑い含む)のために、それぞれ専用のスペースを確保する。
- 可能な限り、専用スペースは個室とし、専用のトイレを確保すること。
- 個室の割当てに際しては、濃厚接触者等を、発熱・咳等の症状がある者より優先して扱うこと。
- 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレを確保すること。

(2) その他の留意事項

- 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション、ビニールシート、テント等を準備する。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースやトイ

レは、一般の避難者とは、ゾーンや、階段や通路など動線を分けること（専用階段、専用通路の確保が困難な場合は、時間的分離・消毒の工夫を検討し、健康な者との兼用はしないこと）。

## 2 避難所における感染症対策

### 1 避難所における具体的な感染症対策

- 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁にハンドソープやアルコール消毒液で手洗いする（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケットなど基本的な感染対策を徹底する。（「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・避難所運営ガイドライン」参照）
- 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。
- 水が十分に確保できず、手洗いの徹底に支障がある場合は、アルコール消毒液で代用する。
  - ・ アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
  - ・ 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
  - ・ 避難所内は、十分な換気を行うとともに、家族ごとに 1m～2m 程度の間隔の確保や、パーティションやテントの活用などにより、避難所内が 3密とならないようにする。
    - ※ 換気は定期的に（1時間に2回程度）行う。
- 食事時間をずらして密集・密接を避けるとともに、食事の際には、飛沫感染等に配慮して、対面での着座を避ける等の工夫をする。
- アルミベット等や布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは土足で入らない。
- 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかける案内（ポスター等）を掲示する。

### 2 避難者の健康確認・健康管理

- 避難者が避難所に到着した時点で、検温及び体調の聞き取りなど、健康状態の確認を行うこと。なお、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。
- 濃厚接触者の案内に際しては、他の避難者に分からないよう配慮すること。
- 健康状態の確認の結果、発熱や咳等の症状がある者、感染症の疑いがある者及び濃厚接触者は、専用のスペースに隔離する。
- 個室の割当てに際しては、濃厚接触者を、発熱・咳等の症状がある者より優先して扱うこと。 ※令和2年5月21日付け国通知

- 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。
- 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。(基礎疾患等の個人情報への取扱いには十分留意する。)

### 3 発熱や咳等の症状がある者への対応

- 兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。
- なお、やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫を行う。
- 感染が疑われる症状を発症した場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせ、その処遇について、医師の判断に従う。
- 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該者の処遇は医師の指示に従う。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用スペース等には、隔離したこれら避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための専属のスタッフを配置し、一般の避難者とは接触しない体制をとる。
- なお、当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

## 3 感染者等への対応

### 1 新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応

在宅避難（自宅療養）を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者及び無症状者（以下「自宅療養者」という。）への対応については、南多摩保健所と連携し対応する。

### 2 新型コロナウイルス濃厚接触者への対応

自宅にて経過観察を行っている新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者についての対応については、南多摩保健所と連携し対応する。

### 3 感染者疑い・濃厚接触者疑いへの対応

熱発している方など、新型コロナウイルスに感染している可能性がある人は、多摩市立健康センターにて収容する

### 4 避難所の清掃

災害が過ぎ去り、避難所を閉鎖する際は、コロナ禍においては特に清掃を行い、通常の施設利用に支障をきたさないようにすることが必要であることから、以下の事項を

参考に、避難所閉鎖時に施設の清掃を行う

### (1) 実施事項

- 消毒用エタノールの使用の場合
  - ・ 市販の消毒用エタノール（76.9～81.4vol%）を使用する。
  - ・ 市販の消毒用エタノールが入手できない場合は、消毒用エタノールを調整する。無水エタノール：水を8：2の割合で調整する。
  - ・ 調整した消毒用エタノールを使って、手指、服などモノ全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、壁などの環境を消毒する。ただし、傷口、眼球、粘膜、革製品については利用できないことに注意する。
- 次亜塩素酸ナトリウムを使用の場合
  - ・ 消毒用エタノールが入手困難な場合に備えて、次亜塩素酸ナトリウムも利用する。「0.05%次亜塩素酸ナトリウム」を調整する。500CC の洗ったペットボトルに5%次亜塩素酸（市販に多い）であれば5CC 入れて水で500CC に薄める。
  - ・ 1%次亜塩素酸であれば25CC 入れてから水で500CC に薄める。水以外の液体と混ぜないこと、調整する際や使用の際に、換気を忘れないことに留意する。なお、安全ため、長時間にわたる作り置きは厳禁。
  - ・ モノ全般、環境を消毒する。ただし、次亜塩素酸ナトリウムは手指や腐食しやすい物品（金属）には使用すべきでないことに留意する。
  - ・ 消毒後に、水拭きをする（特に金属の場合）

## 4 動物救護

### 1 飼養場所の確保

- 避難所施設対策部長は、指定避難所におけるペットの同行避難者を受入れる。
- ペットとは、一般家庭で飼育されている犬、猫、小鳥その他小動物とする。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、各指定避難所において、動物専用の区域を設定し、動物の飼養場所を施設に応じて確保する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、玄関や活用していない出入り口など、本来、見逃しているスペース等を活用し、ペットの居場所を確保する。
- 避難所施設対策部長は、指定避難所内に飼養場所を確保することが困難な場合は、統括対策部長、復旧・清掃対策部長と連携し、近隣の公園等に飼養場所を確保する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、動物に対してアレルギーを持つ人、免疫力が低下している人、動物の苦手な人等への配慮も踏まえ、避難者の居住スペースとは別の場所で待機、飼養する。（ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬は除く。）

## 2 適正飼養の指導等

- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼い主に対して、ケージ等に動物を収容するよう指導する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼い主の責任において、排泄の処理及び飼料の賄を実施するように指導する。
- 避難所施設対策部長は、必要により指定避難所でのペットの飼育指導に際して、住民・調達対策部長に応援を要請する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、車両の中で飼育する事を促すことも検討する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼養場所を利用する飼い主に対し、ルールの周知を図り、給餌場所の清掃等を行うように指導する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼育動物の取扱いに苦慮した場合は、災害時におけるペット救護対策ガイドライン（環境省・平成 25 年 6 月発行）等を参考に対応を行う。

## 3 飼い主の役割

- 飼い主は、ケージや首輪、鎖、リード、ハーネス等を持参し、原則として飼養場所のみで飼養する。
- 飼い主は協力して飼養場所の衛生管理及び動物をめぐるトラブルの防止に努める。
- 原則として、ペットの食料、水、ケージ、トイレ用品は飼い主が準備する。
- ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することにより飼い主を明確にする。

## 4 動物の救護等

- 住民・調達対策部長は、多摩市獣医師会等に対して、指定避難所における負傷動物の救護及び治療にあたるよう要請する。
- 住民・調達対策部長は、都福祉保健局と連携し、浸水想定区域内の逸走動物を保護する。

## 5 ボランティアの受入れ

- 避難所施設対策部長は、指定低避難所からのボランティア派遣の要請を取りまとめ、災害対策本部に報告する。
- 福祉医療対策部長は、多摩市災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を指示する。
- 福祉医療対策部長は、必要により避難所施設対策部長からのボランティアの派遣要請を待たずに自主的に派遣を指示することができる。
- 各指定避難所は、派遣されたボランティアを受入れ、有効に活用する。

- 浸水想定区域付近に活動拠点が必要な場合は、関戸公民館の活用を検討する。なお、同施設は、避難所となっているため、活動拠点として使用する場合は、災害対策本部と十分協議し、避難者数が減少するなど、自宅に戻れない避難者等にも十分配慮するものとする。